

2019年度地域保健総合推進事業 「保健所における喫煙対策の現状と課題 ～改正健康増進法への対応～」

報告書

2020年3月

日本公衆衛生協会

分担事業者 加治正行
(静岡市保健所 所長)

目 次

I.	はじめに	1
II.	要約	2
III.	調査方法	4
IV.	アンケート調査結果	
A.	結果の概要	5
B.	自由記載的回答	36
V.	ウェブアンケート調査用紙	53

I. はじめに

改正健康増進法の施行により、2019年7月1日から学校、医療機関、行政機関など第一種施設で敷地内禁煙が義務化され、2020年4月1日からは飲食店など第二種施設での受動喫煙対策が義務化されることとなった。

各施設での受動喫煙対策に必要な指導、助言等は主として保健所が担当することとなるため、全国の保健所における対策の現状と法施行に向けた今後の取り組み計画等について調査し、その結果を全国の保健所へ還元して今後の取り組みの参考に資するためにアンケート調査を企画した。

また、全国保健所長会から「喫煙対策の推進に関する行動宣言 2010」が提起されて10年を迎えることから、この行動宣言に盛り込まれた数値目標（保健所長の喫煙率、保健所の敷地内禁煙の割合、公共施設等の受動喫煙対策等の把握率、禁煙支援の実施率）についても可能な範囲で達成度合いを検証することとした。

II. 要約

[目的]

改正健康増進法に基づいて保健所が実施する受動喫煙防止事業の2019年7月時点での実施・準備状況等を明らかにする。

[方法]

全国472カ所の保健所長に対し、2019年7月に電子メールにより調査票を送信し、回答を求めた。回答保健所数は、328カ所(回答率69.5%)であった。

[結果]

- ① 第一種施設である保健所が立地する敷地内に、特定屋外喫煙所が設置されている施設は97カ所(29.6%)であった。
- ② 2018年度に1度でも管内の医療機関での受動喫煙対策の状況把握をしたと答えた保健所は99カ所(30.2%)、医療機関以外の第一種施設に対しては、74カ所(22.6%)が実施したと答えた。
- ③ 2018年度に1度でも管内の飲食店に対して受動喫煙防止のための啓発・講演・指導等を実施したと答えた保健所は、142カ所(43.3%)であった。
- ④ 第一種施設に対する指導・助言、勧告、命令、立ち入り検査等を所内のどの部門が担当するかを重複回答で尋ねたところ、最も多かった回答割合は「保健部門」の63.4%、次いで「企画・総務部門」の23.5%であった。政令指定都市の保健所では、「当保健所では実施しない」割合が59.1%(13カ所/22カ所)であった。
- ⑤ 飲食店に対する指導・助言、勧告、命令、立ち入り検査等について同様に尋ねたところ、最も多かった回答割合は「保健部門」の47.0%、次いで「企画・総務部門」の13.7%、「食品衛生部門」の11.9%であった。「未定」と答えた保健所の割合は30.5%(100カ所/328カ所)であった。また、政令指定都市の保健所では、「当保健所では実施しない」割合が54.5%(12カ所/22カ所)であった。
- ⑥ 所内で担当する部門が「保健部門」と答えた保健所の割合は、管内飲食店内の喫煙可能室設置に関する届け出受理が43.3%、市民からの苦情・通報受付窓口が49.7%、飲食店以外の第二種施設への指導・助言、勧告、命令、立ち入り検査が46.6%と、いずれも所内の部署の中で最も高頻度であった。
- ⑦ 管内の飲食店・喫茶店が法令順守しているかの確認方法(重複回答)の割合は、「未定」が56.7%と最も多く、次いで「市民等から苦情・相談があった場合」が32.0%、「食品衛生法による更新手続きのとき」8.8%と続いた。
- ⑧ 改正健康増進法に基づく業務量増加に対応する職員の増員計画についての割合は、「既に増員した」が12.8%、「増員する計画がある」が7.3%、「増員の予定はない」が30.5%、「未定」が48.8%であった。

[結論]

改正健康増進法に基づく受動喫煙対策を保健所内で担当する部署は、第一種、第二種施設とも、「保健部門」と答えた保健所が最も多かった。しかし飲食店・喫茶店に対する法令順守の確認方法をまだ決めていない保健所が6割近くあった。

同改正法の円滑な施行のために、全国の保健所間での効率的な取り組み方の実例を含めた受動喫煙対策の情報共有が必要と思われる。さらに、全国の保健所における対策の現状と取り組み状況を2020年度以降についても引き続き調査していくことが重要と考える。

III. 調査方法

調査対象を全国 472 保健所の所長とした。県型の保健所長 2 名、市型の保健所長 3 名から構成される研究班員が、上記目的に沿って自記式の調査票（V に示す）を設計した。この調査票を全国保健所長会メーリングリストを通じて 7 月 3 日に添付送信し、回答を求めた。回答率が低かったため回答期限を 2 回延長し、最終的に 8 月 7 日を回答期限とした。328 人から回答があり、回答率は 69.5% となった。

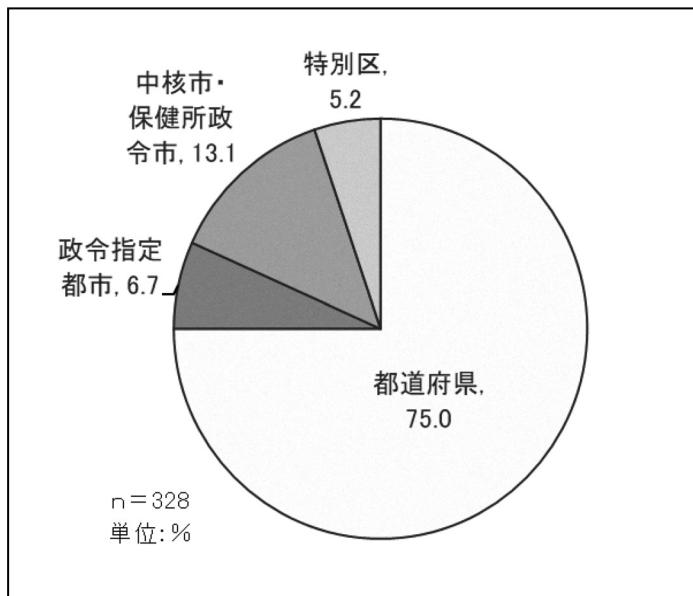
調査項目は、主に保健所の敷地内禁煙の状況等、過去 1 年間の保健所の喫煙対策実施状況等、改正健康増進法に基づく第一種施設に対する保健所の対策実施状況等、第二種施設に対する保健所の対策実施予定等などである。

各項目に関する単純集計および保健所の設置主体別（県型、政令市、中核市、特別区）のクロス集計等を行い、2019 年夏時点における保健所の喫煙対策実施状況や改正法に基づく対策の準備状況などを明らかにした。

IV. アンケート調査結果

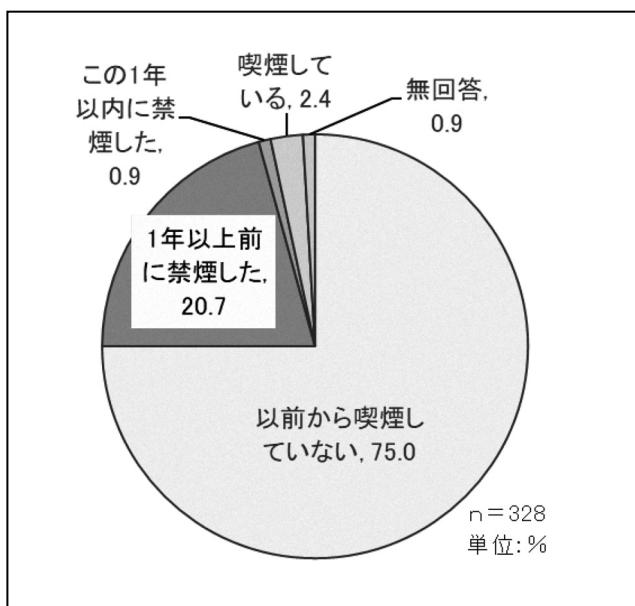
A. 結果の概要

問1（3）保健所の設置主体



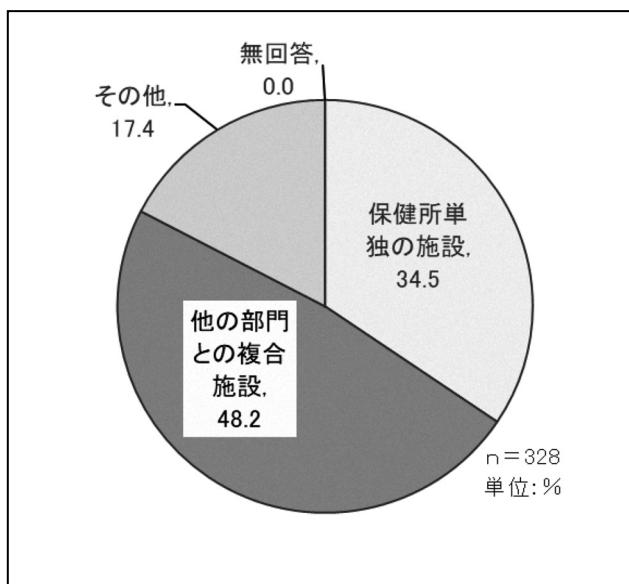
問2（3）保健所長の喫煙歴

現在の喫煙率は2.4%であった。2004年調査時は10.5%、2008年は3.2%であったことから、低下傾向が続いている。



問3 保健所の施設の状況

他部門との複合施設が約半数（48.2%）、保健所単独施設が約3分の1（34.5%）であった。「その他」としては、「区役所の中に保健所が入っている」「市庁舎が建て替え工事中のため民間ビルに入居している」「保健所の建物は単独施設だが、同じ敷地内に県の施設がある」などの回答があった。

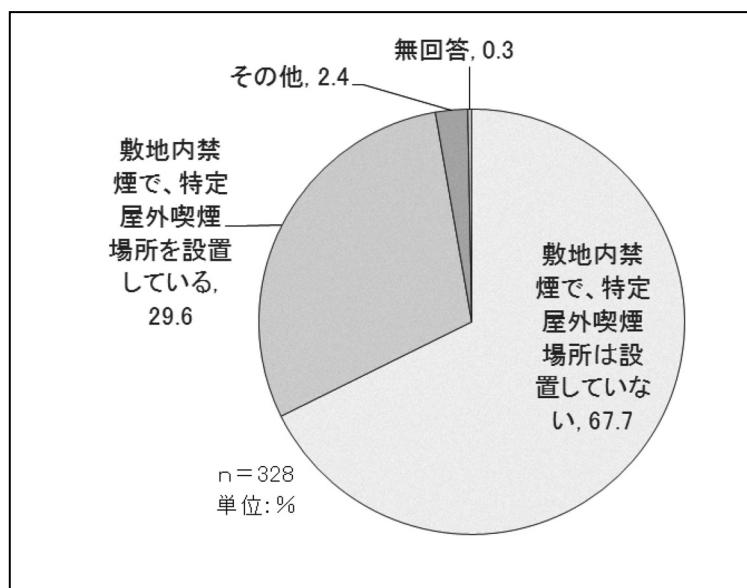


*保健所設置主体別クロス集計表

上段：実数 下段：%	合計	保健所単独の施設	他部門との複合施設	その他	無回答
全体	328 100.0	113 34.5	158 48.2	57 17.4	0 0.0
都道府県	246 100.0	95 38.6	125 50.8	26 10.6	0 0.0
政令指定都市	22 100.0	2 9.1	10 45.5	10 45.5	0 0.0
中核市・ 保健所政令市	43 100.0	12 27.9	16 37.2	15 34.9	0 0.0
特別区	17 100.0	4 23.5	7 41.2	6 35.3	0 0.0

問4－1 保健所の喫煙環境

2008年調査では「敷地内禁煙」は18.0%に過ぎなかつたが、今回大幅に増加していた。保健所の施設状況別に別途集計すると、「敷地内禁煙で特定屋外喫煙場所は設置していない」保健所の割合は、単独施設では93.8%、複合施設では50.0%であった。

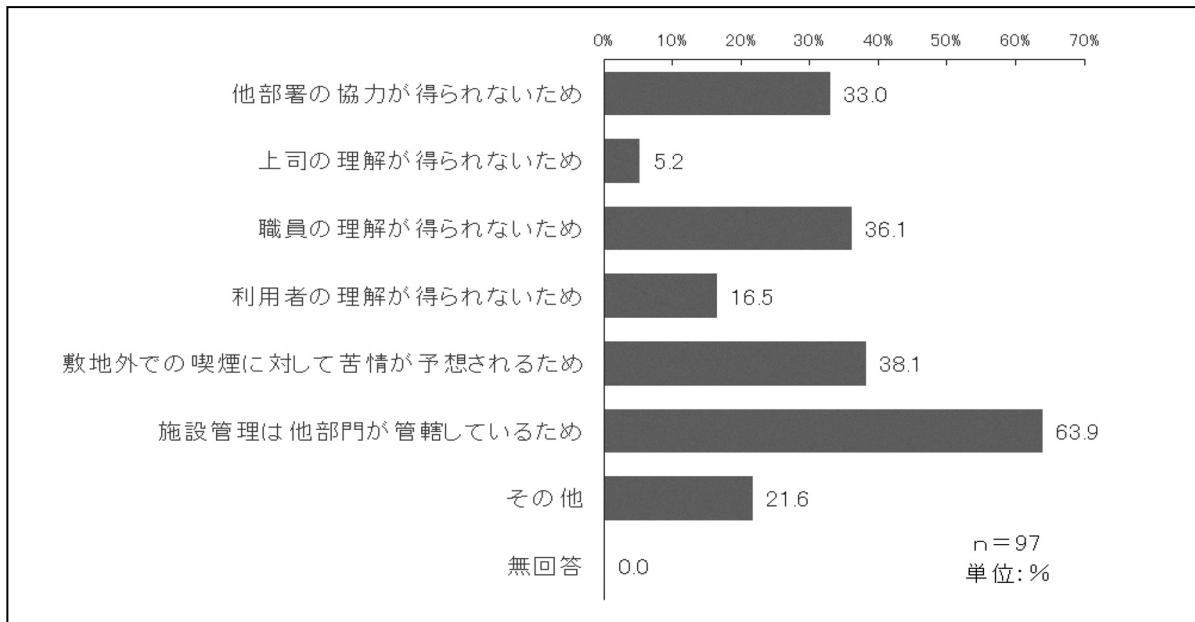


*保健所設置主体別クロス集計表

上段：実数 下段：%	合計	敷地内禁煙 で、特定屋外 喫煙場所は設 置してない	敷地内禁煙 で、特定屋外 喫煙場所を設 置している	その他	無回答
全体	328 100.0	222 67.7	97 29.6	8 2.4	1 0.3
都道府県	246 100.0	159 64.6	84 34.1	2 0.8	1 0.4
政令指定都市	22 100.0	17 77.3	2 9.1	3 13.6	0 0.0
中核市・ 保健所政令市	43 100.0	35 81.4	5 11.6	3 7.0	0 0.0
特別区	17 100.0	11 64.7	6 35.3	0 0.0	0 0.0

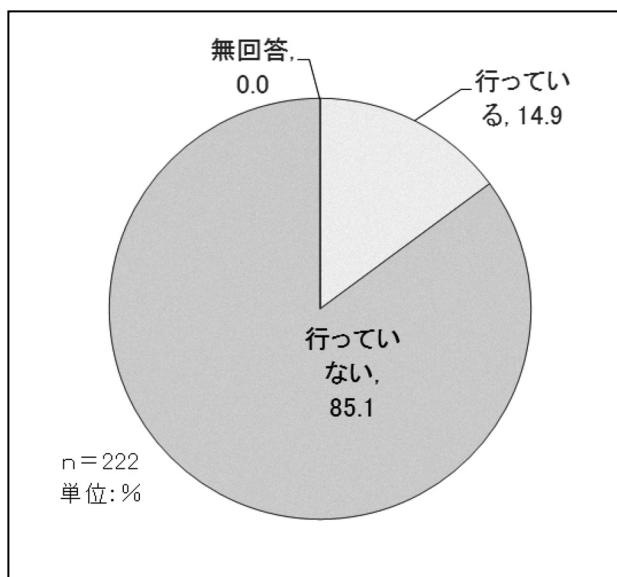
問4－2 特定屋外喫煙場所を残さざるを得なかつた要因

「その他」の自由記載は22件あり、「職員や利用者で喫煙者へ一定の配慮をする」が7件、「職員組合や衛生委員会の判断」が4件、「保健所以外の庁舎管理する部署の判断」が6件、「その他」が5件であった。



問4－3 保健所の敷地外周辺の喫煙対策

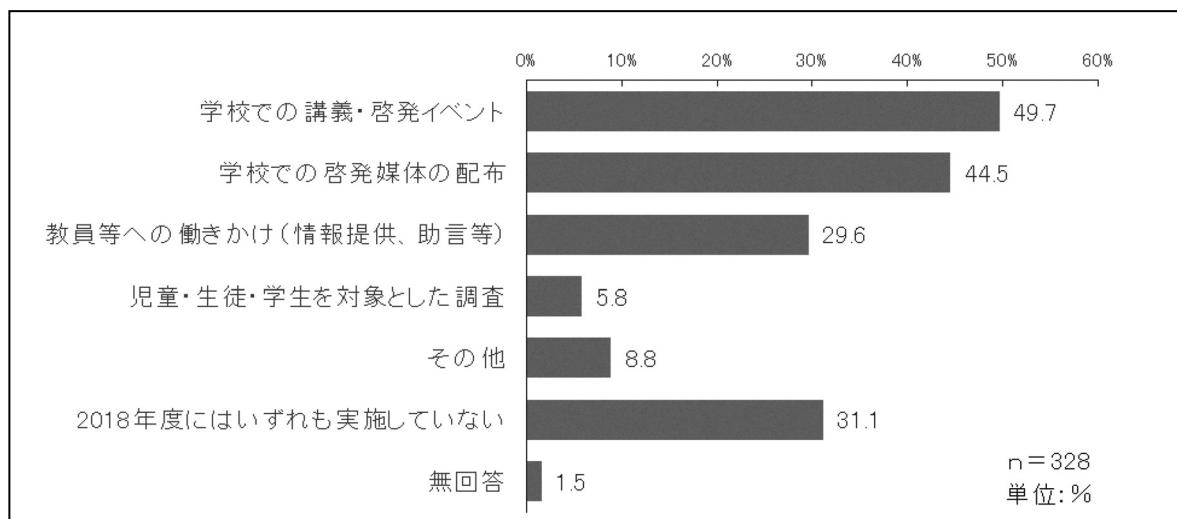
「行っている」保健所が33カ所(14.9%)で、内容は「職員などへの啓発、注意喚起をしている」が17件、「敷地外の隣接地に特定屋外喫煙所などの喫煙場所がある」が14件、「敷地外での喫煙は条例で制限されている」が2件、「その他」が1件であった。



問5－1 2018年度の保健所事業

①学校での喫煙対策

「その他」の自由記載は28件あった。このうち、学校での喫煙対策に直接関係しない内容の記述が10件あった。残りの18件のうち、回答枝として設問に用意されていた、講義、啓発、媒体の配布、教員等への働きかけ、調査のいずれかに該当する内容のものが15件あった。残りの3件のうち、2件は学生向け啓発媒体の作成、1件は学校を対象とした「禁煙施設認定制度の推進」であった。

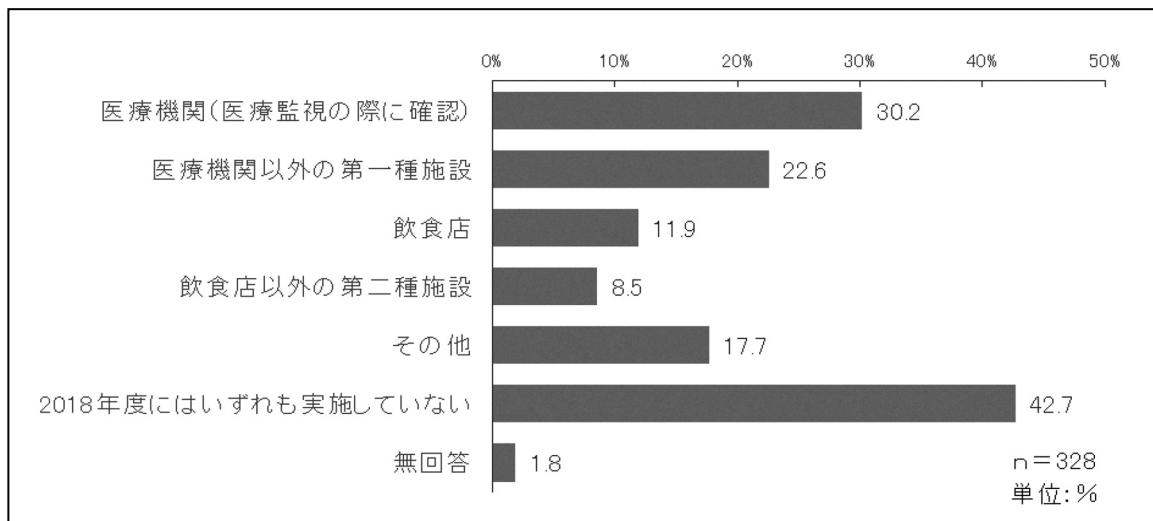


*保健所設置主体別クロス集計表

上段: 実数 下段: %	合計	学校での講義・啓発イベント	学校での啓発媒体の配布	学校教員等への働きかけ(情報提供、助言など)	児童・生徒・学生を対象とした調査	その他	2018年度には上記のいずれも実施していない	無回答
全体	328 100.0	163 49.7	146 44.5	97 29.6	19 5.8	29 8.8	102 31.1	5 1.5
都道府県	246 100.0	129 52.4	111 45.1	78 31.7	13 5.3	19 7.7	72 29.3	4 1.6
政令指定都市	22 100.0	8 36.4	9 40.9	2 9.1	1 4.5	1 4.5	12 54.5	0 0.0
中核市・保健所政令市	43 100.0	21 48.8	18 41.9	13 30.2	4 9.3	6 14.0	12 27.9	1 2.3
特別区	17 100.0	5 29.4	8 47.1	4 23.5	1 5.9	3 17.6	6 35.3	0 0.0

②受動喫煙対策の状況把握（調査、確認等）

「その他」の自由記載は61件あった。このうち、保健所以外が実施主体か、調査対象または調査方法が不明確だった記載が13件あった。残りの48件のうち、複数の市町村所管施設を対象としたものが19件、市役所・市議会を対象としたものが7件、事業所などの第二種施設が6件、医療機関が1件、飲食店が1件、給食施設が1件あった。残りの13件のうち、禁煙の施設認証・認定・登録制度を通じた対象施設の状況把握が10件、学童の保護者や一般市民を対象としたものが2件、県条例に基づく第一種、第二種施設に対する個別訪問の実施が1件あった。

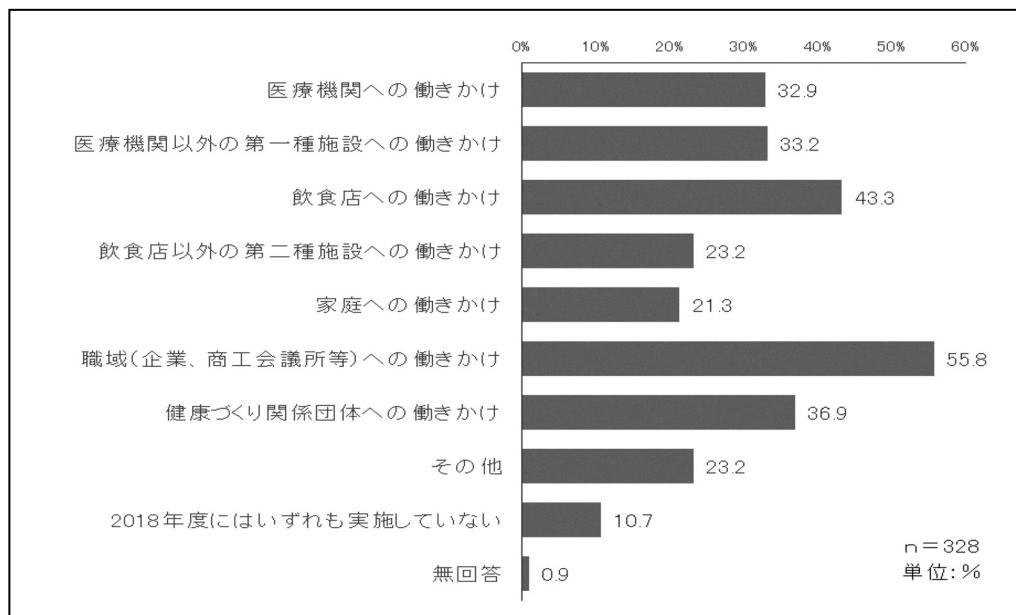


*保健所設置主体別クロス集計表

上段: 実数 下段: %	合計	医療機関 (医療監 視の際に 確認)	医療機関 以外の第 一種施設	飲食店	飲食店以 外の第二 種施設	その他	2018 年度 には実施 していな い	無回答
全体	328	99	74	39	28	58	140	6
	100.0	30.2	22.6	11.9	8.5	17.7	42.7	1.8
都道府県	246	84	56	31	22	37	106	5
	100.0	34.1	22.8	12.6	8.9	15.0	43.1	2.0
政令指定都市	22	4	3	4	2	3	14	0
	100.0	18.2	13.6	18.2	9.1	13.6	63.6	0.0
中核市・ 保健所政令市	43	11	13	4	3	12	12	1
	100.0	25.6	30.2	9.3	7.0	27.9	27.9	2.3
特別区	17	0	2	0	1	6	8	0
	100.0	0.0	11.8	0.0	5.9	35.3	47.1	0.0

③受動喫煙対策（啓発、講演、指導等）

「その他」の自由記載は計80件あり、「世界禁煙デー」や「禁煙週間」を利用して啓発する」が14件、「禁煙に取り組んでいる施設や事業所を『認証（認定）する』あるいは『登録する』」が7件、これまでのパンフレットやポスターなどに加えて、「『ホームページ』や『ツイッター』で啓発する」が5件あった。その他、「小学校・中学校・高校」や「高校生や大学生に啓発する」、「妊娠届出時や母子訪問時に個別指導する、両親学級や乳幼児相談で講話する」などの回答があった。

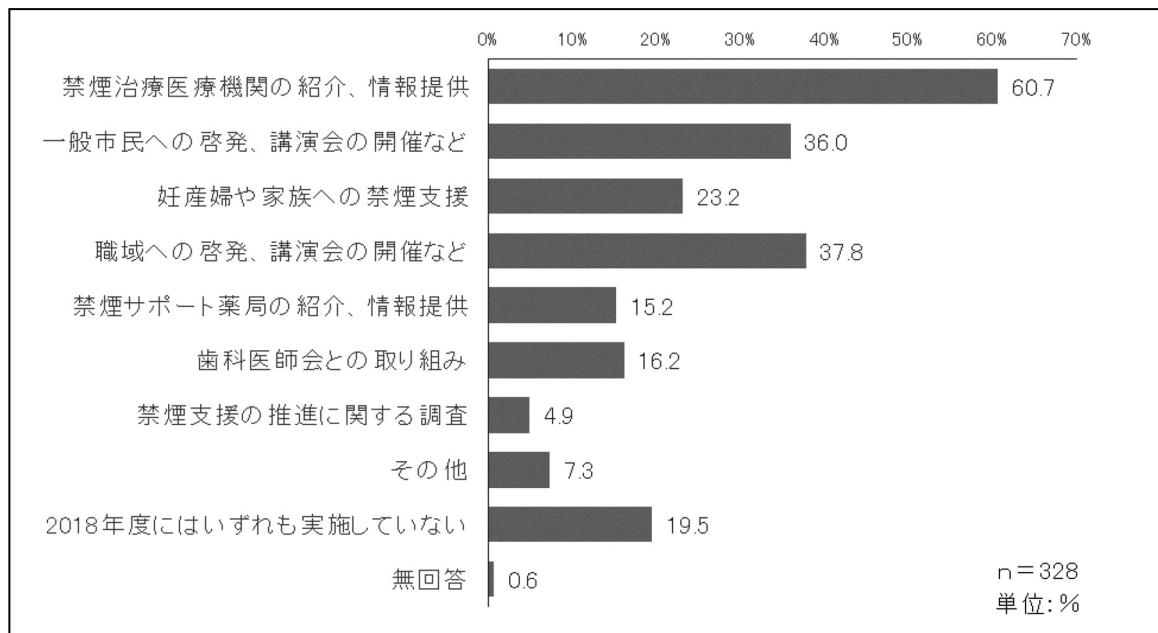


*保健所設置主体別クロス集計表

	合計	医療機関	種医施設 医療機関 以外の第一	飲食店	施設飲食店 以外の第二種	家庭	議職域（企業、商工会）	健康づくり関係団体	その他	施してい ない年度 には実	無回答
上段：実数 下段：%											
全体	328 100.0	108 32.9	109 33.2	142 43.3	76 23.2	70 21.3	183 55.8	121 36.9	76 23.2	35 10.7	3 0.9
都道府県	246 100.0	90 36.6	82 33.3	118 48.0	58 23.6	43 17.5	159 64.6	105 42.7	54 22.0	21 8.5	3 1.2
政令指定都市	22 100.0	6 27.3	7 31.8	4 18.2	5 22.7	9 40.9	9 40.9	6 27.3	6 27.3	4 18.2	0 0.0
中核市・保健 所政令市	43 100.0	11 25.6	17 39.5	14 32.6	11 25.6	12 27.9	14 32.6	7 16.3	9 20.9	7 16.3	0 0.0
特別区	17 100.0	1 5.9	3 17.6	6 35.3	2 11.8	6 35.3	1 5.9	3 17.6	7 41.2	3 17.6	0 0.0

④禁煙サポートの推進

「その他」の自由記載は計25件あり、「禁煙外来」や「禁煙治療医療機関」の情報一覧を作成し公開する」が4件、「禁煙外来治療費を『助成する』や『補助する』」が3件、「『禁煙アドバイザー』や『禁煙サポート』を育成する」が3件あった。



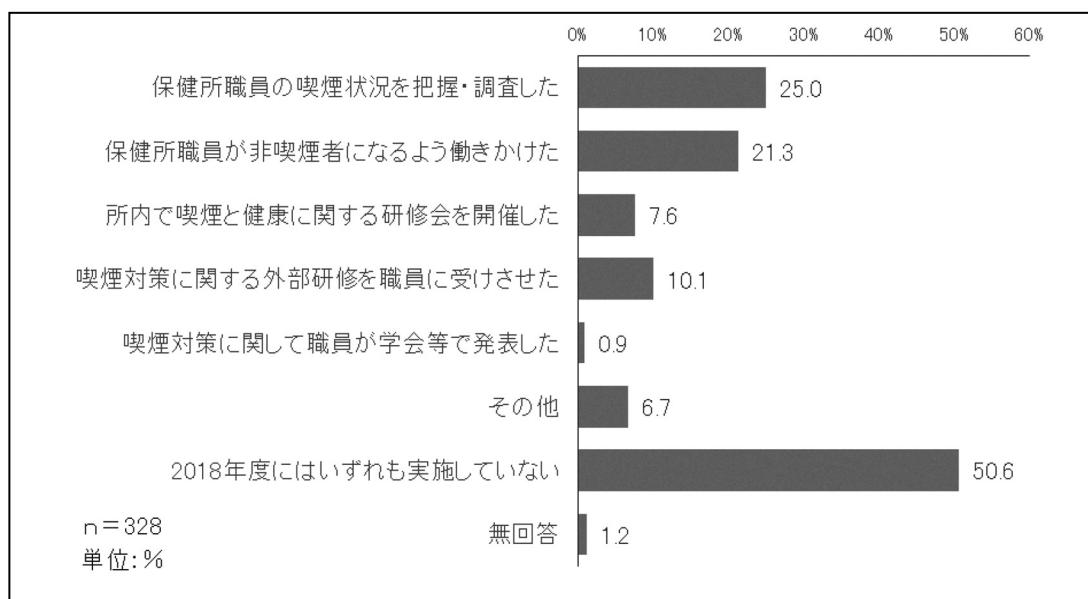
*保健所設置主体別クロス集計表

都道府県型保健所以外の市区型保健所で「妊産婦や家族への禁煙支援」の比率が高い。

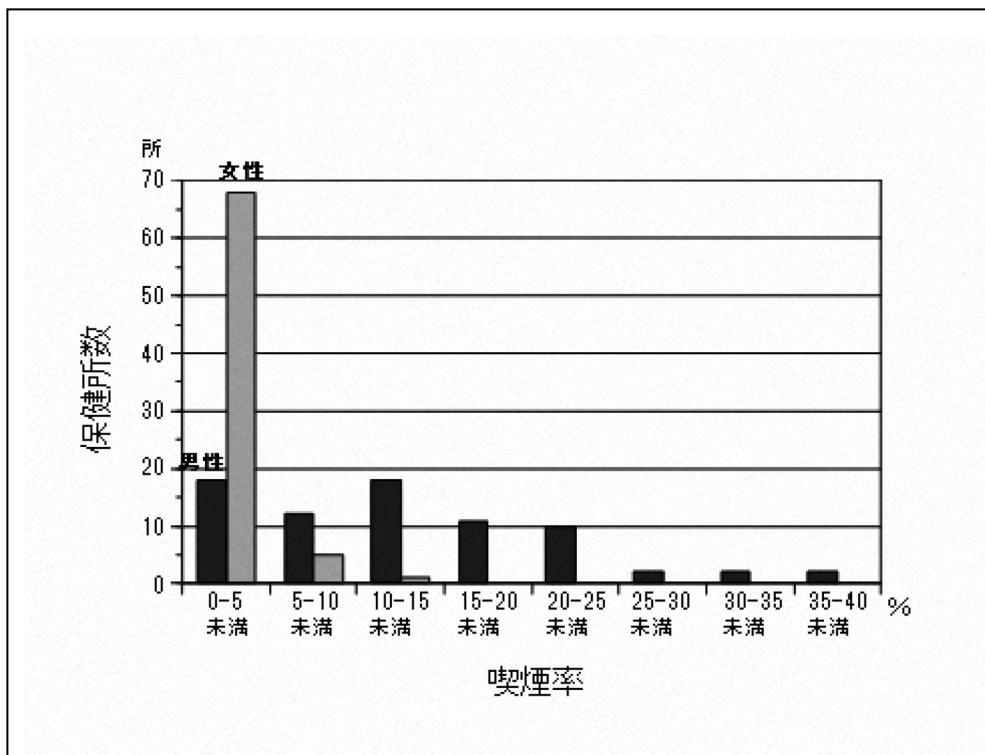
上段：実数 下段：%	合計	介、禁煙治療医療機関の紹介、情報提供	一般市民への啓発、講演会の開催等	妊産婦や家族への禁煙支援	職域への啓発、講演会の開催等	介、禁煙サポート薬局の紹介、情報提供	歯科医師会との取り組み	禁煙支援の推進に関する調査	その他	れ 2018年 度に 実施していい ない	無回答
全体	328	199	118	76	124	50	53	16	24	64	2
	100.0	60.7	36.0	23.2	37.8	15.2	16.2	4.9	7.3	19.5	0.6
都道府県	246	140	79	22	108	33	35	13	12	54	2
	100.0	56.9	32.1	8.9	43.9	13.4	14.2	5.3	4.9	22.0	0.8
政令指定都市	22	12	6	13	3	2	4	0	2	5	0
	100.0	54.5	27.3	59.1	13.6	9.1	18.2	0.0	9.1	22.7	0.0
中核市・保健所政令市	43	32	24	28	11	12	11	3	7	4	0
	100.0	74.4	55.8	65.1	25.6	27.9	25.6	7.0	16.3	9.3	0.0
特別区	17	15	9	13	2	3	3	0	3	1	0
	100.0	88.2	52.9	76.5	11.8	17.6	17.6	0.0	17.6	5.9	0.0

⑤保健所内の喫煙対策

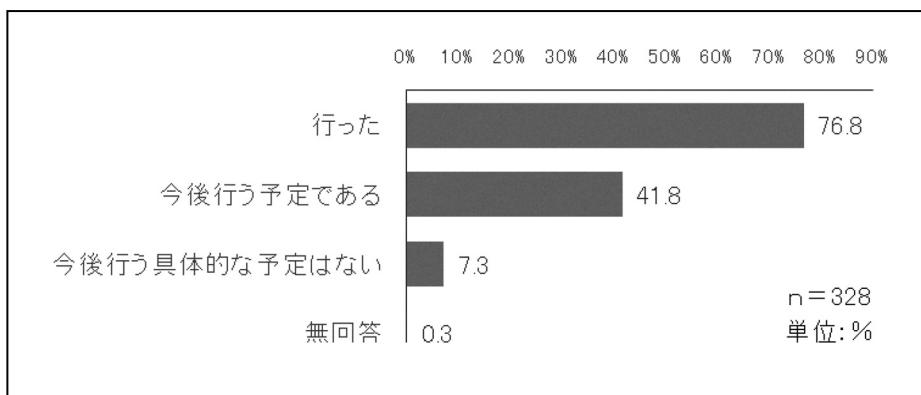
「その他」の自由記載は計23件あった。中では保健所職員の禁煙に関する記載が比較的多く、職員課の禁煙教室への協力や人事課の卒煙セミナー等があった。また、職員健診の事後指導や産業医の指導等もあった。庁舎内での世界禁煙デー・禁煙週間等に合わせた普及啓発に関する記載も多かった。保健所職員の喫煙状況の調査に関して、他部署で保健所職員も含めて行われた例が記載されていた。改正健康増進法の施行に関する情報等の周知や庁舎管理者への情報提供といった記載もあった。



*保健所職員の喫煙率

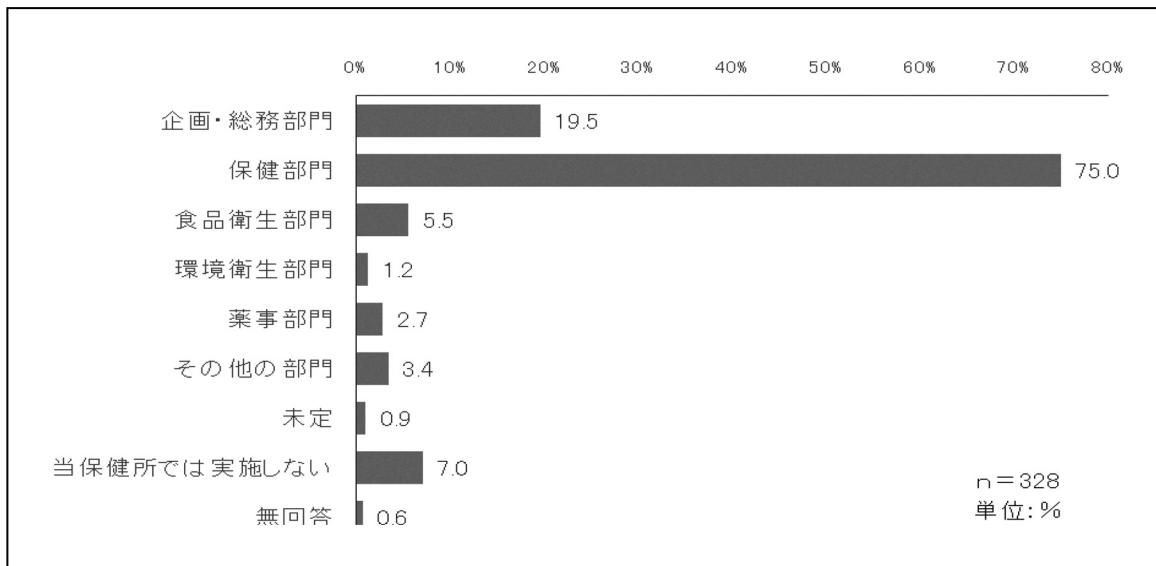


問5－2 健康増進法改正の趣旨について一般住民や健康づくり関係団体への周知



問6－1 保健所の担当部門：2019年1月24日施行の「受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発」業務

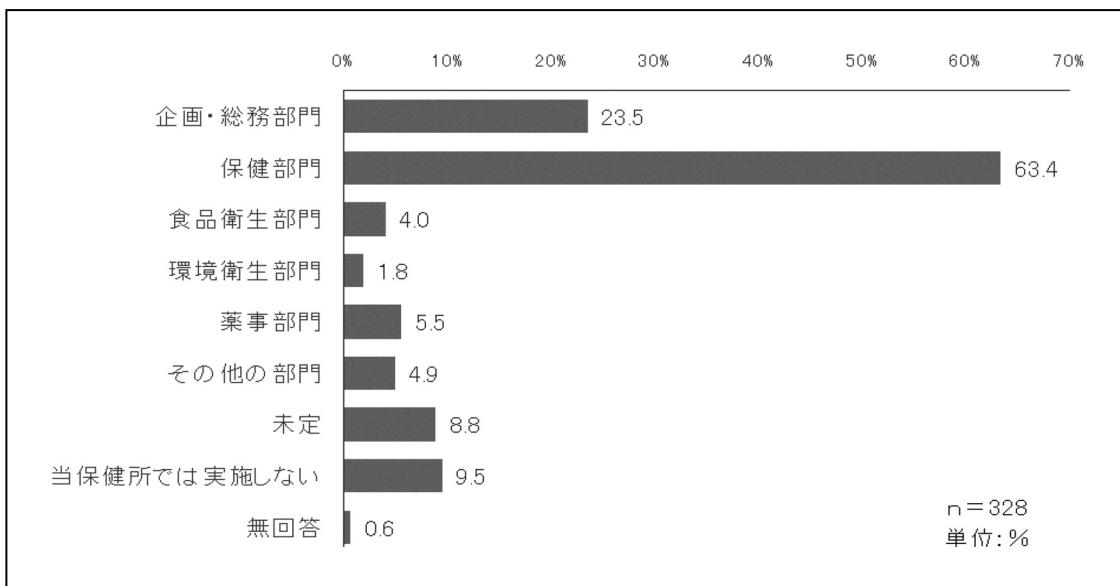
「当保健所では実施しない」という回答の中で、実施部署として「区総務部」が1件、「保健総務課企画係」が1件、「保健センター」が2件あった。



*保健所設置主体別クロス集計表

上段：実数 下段：%	合計	企画・総務部門	保健部門	食品衛生部門	環境衛生部門	薬事部門	その他の部門	未定	当保健所では実施しない
全体	328 100.0	64 19.5	246 75.0	18 5.5	4 1.2	9 2.7	11 3.4	3 0.9	23 7.0
都道府県	246 100.0	52 21.1	193 78.5	16 6.5	3 1.2	9 3.7	5 2.0	3 1.2	6 2.4
政令指定都市	22 100.0	1 4.5	9 40.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.5	0 0.0	12 54.5
中核市・保健所政令市	43 100.0	6 14.0	36 83.7	1 2.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 9.3
特別区	17 100.0	5 29.4	8 47.1	1 5.9	1 5.9	0 0.0	5 29.4	0 0.0	1 5.9

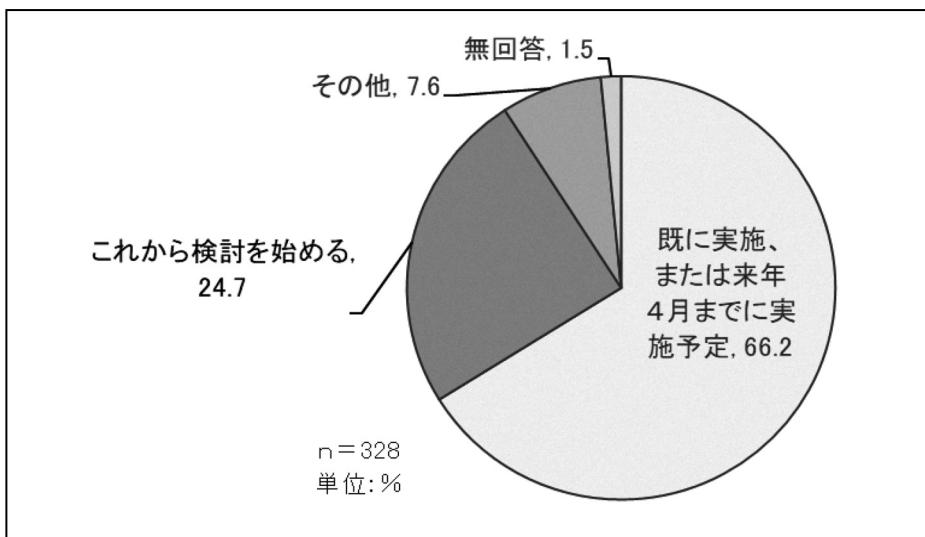
問6－2 保健所の担当部門:2019年7月1日施行の「第一種施設に対する指導及び助言・勧告、命令、立入検査等」の業務



*保健所設置主体別クロス集計表

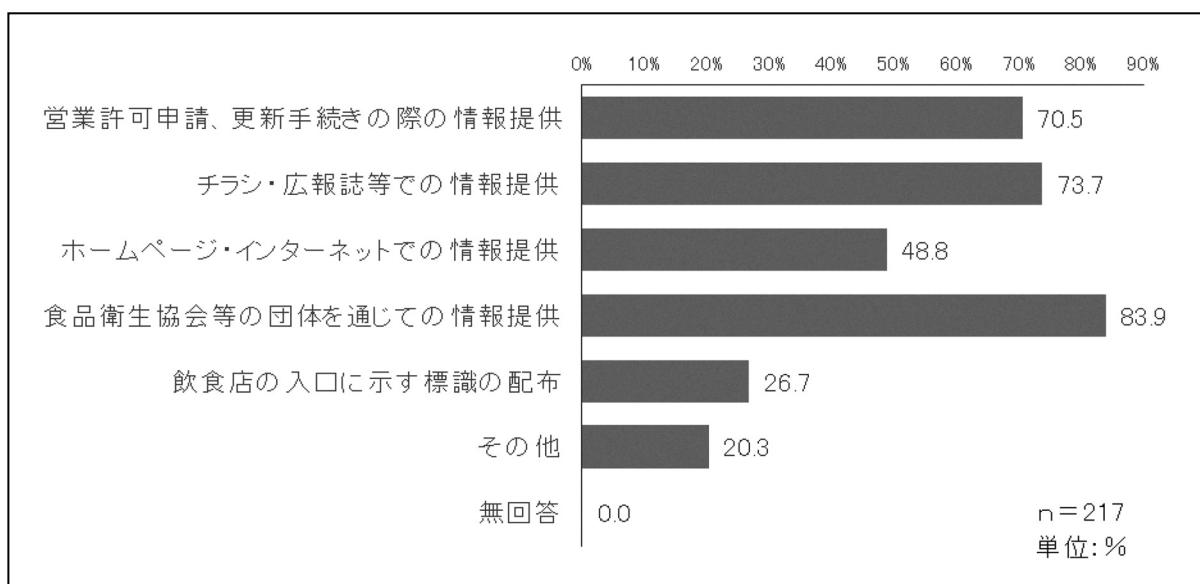
上段：実数 下段：%	合計	企画・総務部門	保健部門	食品衛生部門	環境衛生部門	薬事部門	その他の部門	未定	当保健所では実施しない
全体	328 100.0	77 23.5	208 63.4	13 4.0	6 1.8	18 5.5	16 4.9	29 8.8	31 9.5
都道府県	246 100.0	61 24.8	162 65.9	12 4.9	5 2.0	16 6.5	11 4.5	25 10.2	15 6.1
政令指定都市	22 100.0	1 4.5	7 31.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.5	0 0.0	13 59.1
中核市・保健所政令市	43 100.0	8 18.6	34 79.1	1 2.3	0 0.0	2 4.7	1 2.3	3 7.0	1 2.3
特別区	17 100.0	7 41.2	5 29.4	0 0.0	1 5.9	0 0.0	3 17.6	1 5.9	2 11.8

問7－1 保健所から飲食店への説明



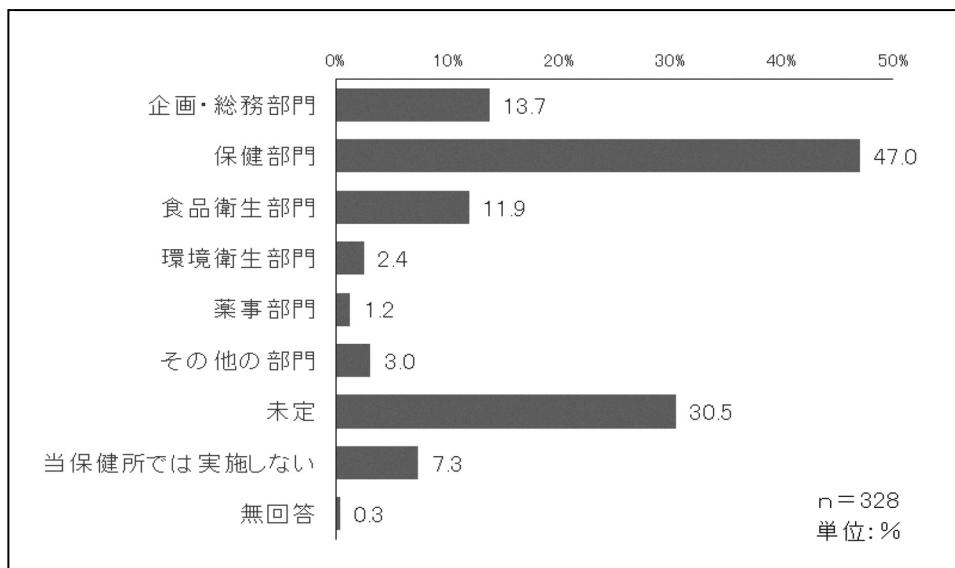
*実施項目

「その他」の自由記載は計47件あり、説明会、講習会等の開催計画が多かったが、「相談窓口（委託コールセンター）の設置」「ケーブルテレビ、FMラジオでの情報提供」「子ども連れで利用しそうな店舗を巡回して啓発する」などの回答もあった。



問7－2 保健所の担当部門：飲食店に対する業務

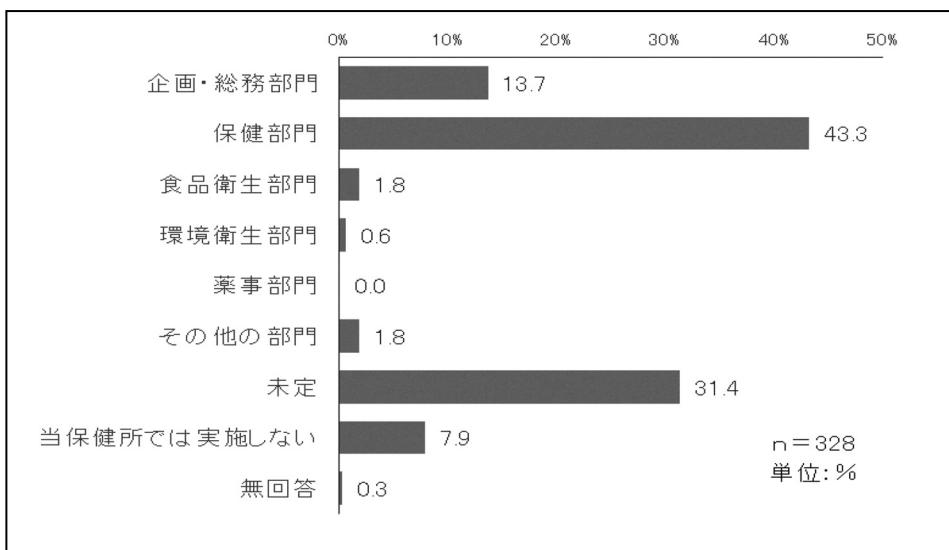
① 「指導及び助言・勧告、命令、立入検査等」



*保健所設置主体別クロス集計表

上段：実数 下段：%	合計	企画・ 総務 部門	保健 部門	食品衛 生部門	環境衛 生部門	薬事 部門	その他 の部門	未定	当保健 所では 実施し ない
全体	328 100.0	45 13.7	154 47.0	39 11.9	8 2.4	4 1.2	10 3.0	100 30.5	24 7.3
都道府県	246 100.0	35 14.2	117 47.6	35 14.2	7 2.8	4 1.6	4 1.6	84 34.1	9 3.7
政令指定都市	22 100.0	1 4.5	6 27.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.5	2 9.1	12 54.5
中核市・ 保健所政令市	43 100.0	5 11.6	27 62.8	4 9.3	0 0.0	0 0.0	1 2.3	11 25.6	2 4.7
特別区	17 100.0	4 23.5	4 23.5	0 0.0	1 5.9	0 0.0	4 23.5	3 17.6	1 5.9

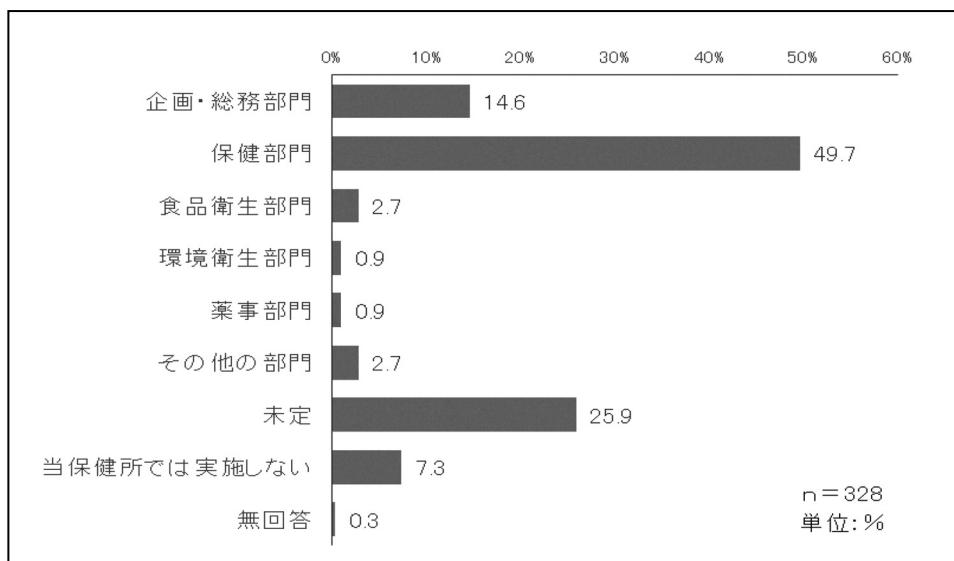
② 「喫煙可能室設置に関する届け出受理」



*保健所設置主体別クロス集計表

上段: 実数 下段: %	合計	企画・ 総務 部門	保健 部門	食品衛 生部門	環境衛 生部門	薬事 部門	その他の 部門	未定	当保健 所では 実施し ない
全体	328	45	142	6	2	0	6	103	26
	100.0	13.7	43.3	1.8	0.6	0.0	1.8	31.4	7.9
都道府県	246	36	107	5	1	0	1	86	12
	100.0	14.6	43.5	2.0	0.4	0.0	0.4	35.0	4.9
政令指定都市	22	1	7	0	0	0	1	2	11
	100.0	4.5	31.8	0.0	0.0	0.0	4.5	9.1	50.0
中核市・ 保健所政令市	43	3	25	1	0	0	0	12	2
	100.0	7.0	58.1	2.3	0.0	0.0	0.0	27.9	4.7
特別区	17	5	3	0	1	0	4	3	1
	100.0	29.4	17.6	0.0	5.9	0.0	23.5	17.6	5.9

③ 「市民からの苦情・通報の受付窓口」



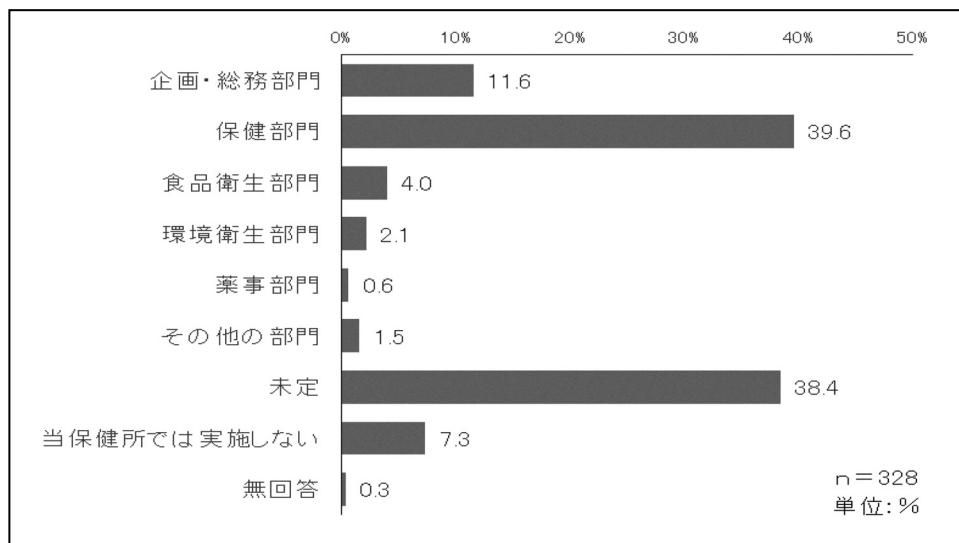
*保健所設置主体別クロス集計表

上段：実数 下段：%	合計	企画・ 総務 部門	保健 部門	食品衛 生部門	環境衛 生部門	薬事 部門	その他の 部門	未定	当保健 所では 実施し ない
全体	328 100.0	48 14.6	163 49.7	9 2.7	3 0.9	3 0.9	9 2.7	85 25.9	24 7.3
都道府県	246 100.0	39 15.9	121 49.2	8 3.3	2 0.8	3 1.2	4 1.6	74 30.1	9 3.7
政令指定都市	22 100.0	1 4.5	7 31.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 9.1	12 54.5
中核市・ 保健所政令市	43 100.0	3 7.0	30 69.8	1 2.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 16.3	2 4.7
特別区	17 100.0	5 29.4	5 29.4	0 0.0	1 5.9	0 0.0	5 29.4	2 11.8	1 5.9

④ 「喫煙専用室等の技術的基準適合確認」

「当保健所では実施しない」という回答割合が 7.3%あり、この中で「事業所からの依頼：労働局職場内環境測定事業または厚生労働省委託民間業者を紹介、苦情等の通報：実地指導において場合により実施」という回答が 1 件あった。

上記問 6－1 ①へのコメントと本門へのコメントにある記載部署の他は、問 6－1 から問 8－1 までの自由記載の担当部署は、全て本庁・市部局内の健康増進課・がん対策課・健康づくり推進課か、もしくは本庁で担当部署の記載がないものであった。関連の財団等の団体に委託して対応する旨の記載はなかった。



*保健所設置主体別クロス集計表

上段：実数 下段：%	合計	企画・ 総務 部門	保健 部門	食品衛 生部門	環境衛 生部門	薬事 部門	その他 の部門	未定	当保健 所では 実施し ない
全体	328 100.0	38 11.6	130 39.6	13 4.0	7 2.1	2 0.6	5 1.5	126 38.4	24 7.3
都道府県	246 100.0	29 11.8	99 40.2	12 4.9	6 2.4	2 0.8	2 0.8	102 41.5	11 4.5
政令指定都市	22 100.0	1 4.5	6 27.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 18.2	11 50.0
中核市・ 保健所政令市	43 100.0	3 7.0	23 53.5	1 2.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	14 32.6	2 4.7
特別区	17 100.0	5 29.4	2 11.8	0 0.0	1 5.9	0 0.0	3 17.6	6 35.3	0 0.0

問7－3 管内で営業許可を受けている飲食店の数

上段：実数 下段：%	合計	1-499 店舗	500- 999 店舗	1000- 1999 店舗	2000- 2999 店舗	3000- 3999 店舗	4000- 9999 店舗	1万 店舗 以上	無回答
全体	328 100.0	24 7.3	55 16.8	57 17.4	68 20.7	48 14.6	53 16.2	16 4.9	7 2.1
都道府県	246 100.0	24 9.8	55 22.4	55 22.4	58 23.6	26 10.6	22 8.9	2 0.8	4 1.6
政令指定都市	22 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 9.1	9 40.9	11 50.0	0 0.0
中核市・ 保健所政令市	43 100.0	0 0.0	0 0.0	2 4.7	10 23.3	15 34.9	13 30.2	0 0.0	3 7.0
特別区	17 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 29.4	9 52.9	3 17.6	0 0.0

①保健所管内の飲食店（喫茶店を含む）数別に見た、所内の「指導及び助言・勧告、命令、立入検査等」を担当する部署

管内店舗数が1,000店舗未満の保健所では、保健部門が担当すると答えたところが56～71%と高かった。食品衛生部門が担当すると答えたところは、管内店舗数に関わらず8～18%であった。4,000店舗以上の保健所では、「当保健所では実施しない」が13～31%あった。

*飲食店数と担当部門とのクロス集計表

上段：実数 下段：% 合計	企画・ 総務 部門	保健 部門	食品衛 生部門	環境衛 生部門	薬事 部門	その他 の部門	未定	当保健 所では 実施し ない
全体 328 100.0	45 13.7	154 47.0	39 11.9	8 2.4	4 1.2	10 3.0	100 30.5	24 7.3
1-499 店舗 24 100.0	5 20.8	17 70.8	2 8.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 12.5	0 0.0
500-999 店舗 55 100.0	6 10.9	31 56.4	7 12.7	2 3.6	2 3.6	0 0.0	17 30.9	3 5.5
1000-1999 店舗 57 100.0	4 7.0	27 47.4	8 14.0	1 1.8	1 1.8	2 3.5	22 38.6	3 5.3
2000-2999 店舗 68 100.0	10 14.7	25 36.8	12 17.6	3 4.4	1 1.5	0 0.0	30 44.1	4 5.9
3000-3999 店舗 48 100.0	10 20.8	21 43.8	4 8.3	1 2.1	0 0.0	3 6.3	12 25.0	2 4.2
4000-9999 店舗 53 100.0	8 15.1	23 43.4	5 9.4	1 1.9	0 0.0	4 7.5	12 22.6	7 13.2
1万店舗以上 16 100.0	2 12.5	5 31.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 6.3	3 18.8	5 31.3

②保健所管内の飲食店（喫茶店を含む）数別に見た、所内の「喫煙可能室設置に関する届け出受理」を担当する部署

管内店舗数が1,000店舗未満の保健所では、保健部門が担当すると答えたところが51～62%と高かった。企画・総務部門が担当すると答えたところは、管内店舗数に関わらず7～22%であった。

*飲食店数と担当部門とのクロス集計表

上段：実数 下段：%	合計	企画・ 総務 部門	保健 部門	食品衛 生部門	環境衛 生部門	薬事 部門	その他の 部門	未定	当保健 所では 実施し ない
全体	328 100.0	45 13.7	142 43.3	6 1.8	2 0.6	0 0.0	6 1.8	103 31.4	26 7.9
1~499 店舗	24 100.0	4 16.7	15 62.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 20.8	0 0.0
500~999 店舗	55 100.0	4 7.3	28 50.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	19 34.5	4 7.3
1000~1999 店舗	57 100.0	4 7.0	26 45.6	1 1.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	22 38.6	5 8.8
2000~2999 店舗	68 100.0	12 17.6	21 30.9	3 4.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	29 42.6	3 4.4
3000~3999 店舗	48 100.0	11 22.9	21 43.8	1 2.1	1 2.1	0 0.0	2 4.2	12 25.0	2 4.2
4000~9999 店舗	53 100.0	7 13.2	22 41.5	1 1.9	1 1.9	0 0.0	2 3.8	12 22.6	8 15.1
1万店舗以上	16 100.0	3 18.8	5 31.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 12.5	2 12.5	4 25.0

③保健所管内の飲食店（喫茶店を含む）数別に見た、所内の「市民からの苦情・通報受付窓口」を担当する部署

管内店舗数が1,000店舗未満の保健所では、保健部門が担当すると答えたところが62～67%と高かった。「未定」と答えたところは、管内店舗数に関わらず12～40%に上った。1万店舗以上の保健所では、「当保健所では実施しない」が最多で31%であった。

*飲食店数と担当部門とのクロス集計表

上段：実数 下段：%	合計	企画・ 総務 部門	保健 部門	食品衛 生部門	環境衛 生部門	薬事 部門	その他の 部門	未定	当保健 所では 実施し ない
全体	328 100.0	48 14.6	163 49.7	9 2.7	3 0.9	3 0.9	9 2.7	85 25.9	24 7.3
1-499 店舗	24 100.0	5 20.8	16 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 16.7	0 0.0
500-999 店舗	55 100.0	4 7.3	34 61.8	1 1.8	0 0.0	1 1.8	1 1.8	13 23.6	4 7.3
1000-1999 店舗	57 100.0	2 3.5	27 47.4	3 5.3	1 1.8	1 1.8	1 1.8	23 40.4	3 5.3
2000-2999 店舗	68 100.0	15 22.1	27 39.7	4 5.9	1 1.5	1 1.5	0 0.0	23 33.8	3 4.4
3000-3999 店舗	48 100.0	12 25.0	25 52.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 4.2	7 14.6	2 4.2
4000-9999 店舗	53 100.0	7 13.2	24 45.3	1 1.9	1 1.9	0 0.0	4 7.5	12 22.6	7 13.2
1万店舗以上	16 100.0	3 18.8	5 31.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 6.3	2 12.5	5 31.3

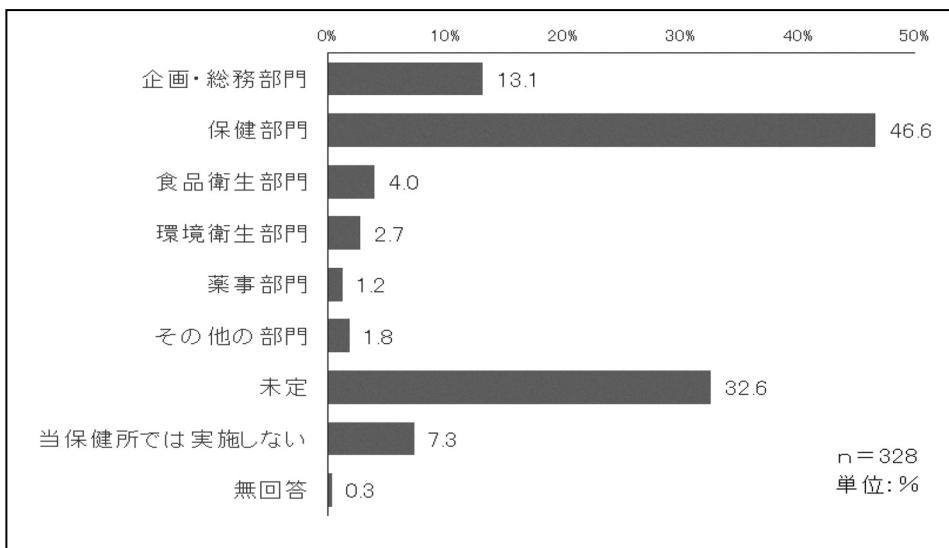
④保健所管内の飲食店（喫茶店を含む）数別に見た、所内の「喫煙専用室等の技術的基準適合確認」を担当する部署

管内店舗数が2,000店舗未満の保健所では、保健部門が担当すると答えたところが46～54%と高かった。「未定」と答えたところも、1万店舗未満では29～53%と多かった。1万店舗以上の保健所では、「当保健所では実施しない」が31%と最多であった。

*飲食店数と担当部門とのクロス集計表

上段：実数 下段：%	合計	企画・ 総務 部門	保健 部門	食品衛 生部門	環境衛 生部門	薬事 部門	その他 の部門	未定	当保健 所では 実施し ない
全体	328 100.0	38 11.6	130 39.6	13 4.0	7 2.1	2 0.6	5 1.5	126 38.4	24 7.3
1−499 店舗	24 100.0	5 20.8	13 54.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 29.2	0 0.0
500−999 店舗	55 100.0	4 7.3	27 49.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	20 36.4	4 7.3
1000−1999 店舗	57 100.0	3 5.3	26 45.6	4 7.0	2 3.5	0 0.0	1 1.8	22 38.6	4 7.0
2000−2999 店舗	68 100.0	8 11.8	20 29.4	5 7.4	1 1.5	2 2.9	0 0.0	36 52.9	3 4.4
3000−3999 店舗	48 100.0	9 18.8	20 41.7	1 2.1	2 4.2	0 0.0	2 4.2	14 29.2	2 4.2
4000−9999 店舗	53 100.0	7 13.2	15 28.3	3 5.7	2 3.8	0 0.0	1 1.9	22 41.5	6 11.3
1万店舗以上	16 100.0	2 12.5	5 31.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 6.3	3 18.8	5 31.3

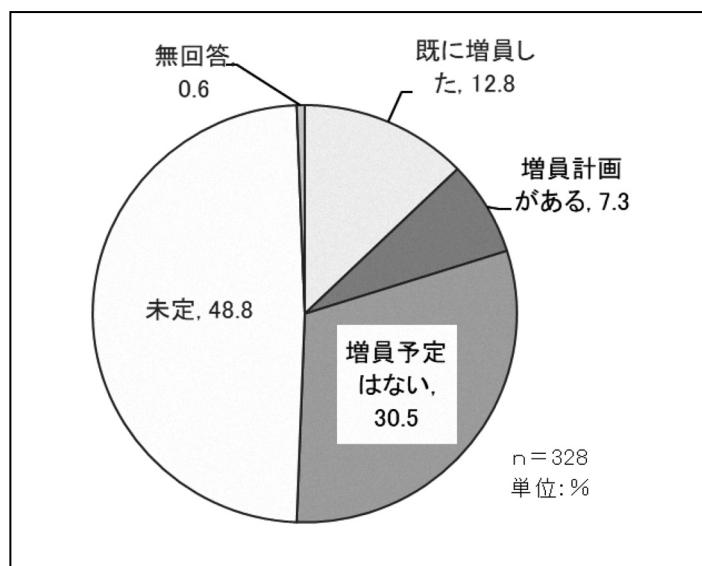
問7－4 保健所の担当部門：飲食店以外の第二種施設に対する「指導及び助言・勧告、命令、立入検査等」の業務



*保健所設置主体別クロス集計表

上段：実数 下段：%	合計	企画・ 総務 部門	保健 部門	食品衛 生部門	環境衛 生部門	薬事 部門	その他 の部門	未定	当保健 所では 実施し ない
全体	328	43	153	13	9	4	6	107	24
	100.0	13.1	46.6	4.0	2.7	1.2	1.8	32.6	7.3
都道府県	246	32	116	13	7	3	2	91	9
	100.0	13.0	47.2	5.3	2.8	1.2	0.8	37.0	3.7
政令指定都市	22	1	6	0	0	0	0	3	12
	100.0	4.5	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0	13.6	54.5
中核市・ 保健所政令市	43	6	27	0	1	1	0	10	2
	100.0	14.0	62.8	0.0	2.3	2.3	0.0	23.3	4.7
特別区	17	4	4	0	1	0	4	3	1
	100.0	23.5	23.5	0.0	5.9	0.0	23.5	17.6	5.9

問7－5 保健所職員の増員計画



*保健所設置主体別クロス集計表

上段：実数 下段：%	合計	既に増員した	増員計画がある	増員予定はない	未定	無回答
全体	328 100.0	42 12.8	24 7.3	100 30.5	160 48.8	2 0.6
都道府県	246 100.0	27 11.0	7 2.8	88 35.8	123 50.0	1 0.4
政令指定都市	22 100.0	2 9.1	4 18.2	6 27.3	10 45.5	0 0.0
中核市・ 保健所政令市	43 100.0	6 14.0	9 20.9	4 9.3	24 55.8	0 0.0
特別区	17 100.0	7 41.2	4 23.5	2 11.8	3 17.6	1 5.9

*既に増員した保健所の数と各正規職員・非常勤職員の増員人数

増員人数	保健所数	
	正規職員	非常勤職員
0.25		1
0.5		1
0.75		1
1	6	13
2	3	1
3		1
5	1	
6	1	
10		1

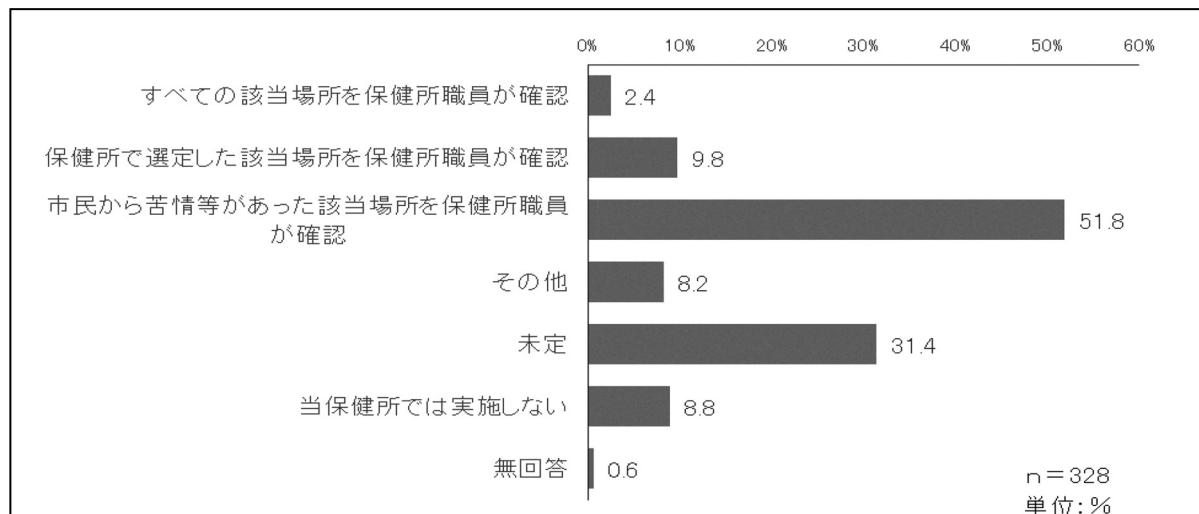
* 増員計画のある保健所の数と各正規職員・非常勤職員の増員人数

増員人数	保健所数	
	正規職員	非常勤職員
1	5	8
2	1	
3		1

問8－1 第一種施設の特定屋外喫煙場所の状況確認方法

「当保健所では実施しない」という回答割合が全体の8.8%であったが、政令指定都市の保健所では59.1%であった。

「その他」の自由記載は計28件あり、「市町村から相談があれば対応する」など、何らかの相談があった場合に対応するとの記載が多くかった。また、「FAXやメール等で把握した」「アンケート調査を予定している」などの記載もあった。



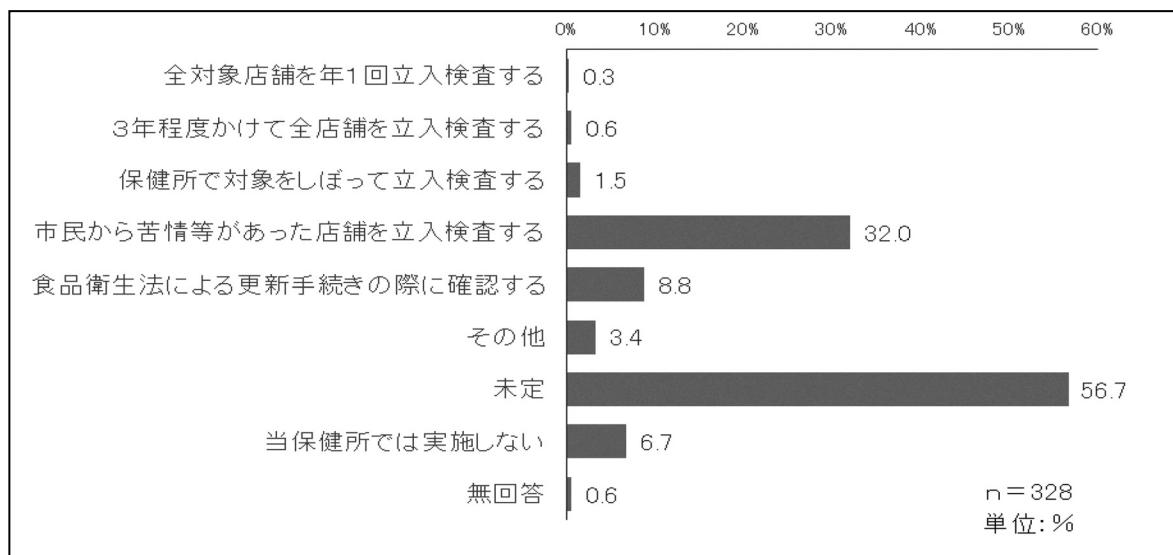
*保健所設置主体別クロス集計表

上段: 実数 下段: %	合計	すべての該当場所を保健所職員が確認	保健所で選定した該当場所を保健所職員が確認	市民から苦情等があった該当場所を保健所職員が確認	その他	未定	当保健所では実施しない	無回答
全体	328 100.0	8 2.4	32 9.8	170 51.8	27 8.2	103 31.4	29 8.8	2 0.6
都道府県	246 100.0	7 2.8	25 10.2	122 49.6	23 9.3	88 35.8	14 5.7	2 0.8
政令指定都市	22 100.0	0 0.0	0 0.0	8 36.4	1 4.5	1 4.5	13 59.1	0 0.0
中核市・保健所政令市	43 100.0	0 0.0	7 16.3	30 69.8	3 7.0	9 20.9	1 2.3	0 0.0
特別区	17 100.0	1 5.9	0 0.0	10 58.8	0 0.0	5 29.4	1 5.9	0 0.0

問8－2 飲食店の法令順守状況の確認方法

「当保健所では実施しない」という回答割合が全体の6.7%であったが、政令指定都市の保健所では50.0%であった。

「その他」の自由記載は計11件あり、「県庁主管課の方針による」「本庁の指示・調整を待っている」「標示については委託により確認する」「食品衛生協会に協力を仰ぎ、情報提供してもらう」などの記載があった。

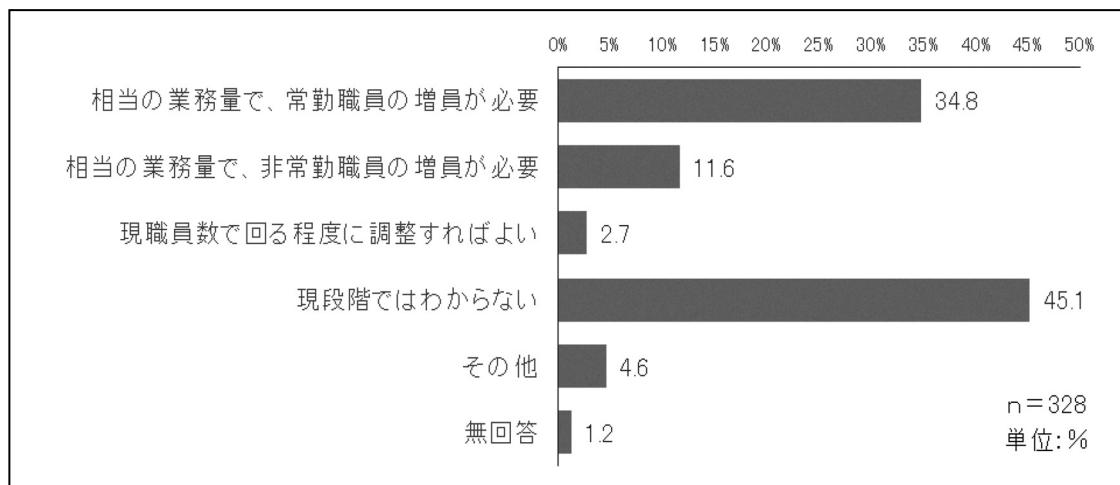


*保健所設置主体別クロス集計表

上段：実数 下段：%	合計	全対象店舗を年1回立入検査する	3年程度かけて全店舗を立入検査する	保健所で対象をしづぼって立入検査する	市民から苦情等があつた店舗に立入検査する	食品衛生法による更新手続きの際に確認する	その他	未定	当保健所では実施しない	無回答
全体	328 100.0	1 0.3	2 0.6	5 1.5	105 32.0	29 8.8	11 3.4	186 56.7	22 6.7	2 0.6
都道府県	246 100.0	0 0.0	2 0.8	4 1.6	71 28.9	23 9.3	8 3.3	156 63.4	8 3.3	2 0.8
政令指定都市	22 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 18.2	1 4.5	2 9.1	5 22.7	11 50.0	0 0.0
中核市・保健所政令市	43 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	18 41.9	2 4.7	0 0.0	22 51.2	2 4.7	0 0.0
特別区	17 100.0	1 5.9	0 0.0	1 5.9	12 70.6	3 17.6	1 5.9	3 17.6	1 5.9	0 0.0

問8－3 受動喫煙対策を担当することに関する考え方

「その他」の自由記載は15件あり、業務量の増大に伴って増員が必要との意見が多く、「国主導で職員定数の増員が必要」との意見もあった。一方、「効果的に受動喫煙を防止するためには、すべての施設を禁煙にする法律改正が必要。現行法は、ざる法のようになつており、職員を増員したとしても効果があるかどうか疑問」との意見があった。



*保健所設置主体別クロス集計表

上段：実数 下段：%	合計	相当の業務量で常勤職員の増員が必要	相当の業務量で非常勤職員の増員が必要	現職員数で回る程度に調整すればよい	現段階ではわからない	その他	無回答
全体	328 100.0	114 34.8	38 11.6	9 2.7	148 45.1	15 4.6	4 1.2
都道府県	246 100.0	79 32.1	31 12.6	8 3.3	118 48.0	8 3.3	2 0.8
政令指定都市	22 100.0	6 27.3	2 9.1	0 0.0	10 45.5	4 18.2	0 0.0
中核市・保健所政令市	43 100.0	19 44.2	5 11.6	1 2.3	16 37.2	1 2.3	1 2.3
特別区	17 100.0	10 58.8	0 0.0	0 0.0	4 23.5	2 11.8	1 5.9

問9－1 受動喫煙防止を目的とした条例の有無

「受動喫煙防止を目的とした都道府県条例」として、以下の16件の回答があった。

- ・北海道受動喫煙防止条例（仮称・2020.4に向け検討中）
- ・秋田県受動喫煙防止条例
- ・山形県受動喫煙防止条例
- ・福島県がん対策の推進に関する条例
- ・群馬県がん対策推進条例
- ・東京都受動喫煙防止条例、東京都子どもを受動喫煙から守る条例
- ・神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例
- ・静岡県受動喫煙防止条例
- ・京都府受動喫煙防止憲章
- ・大阪府受動喫煙防止条例、大阪府子どもの受動喫煙防止条例
- ・和歌山県未成年者喫煙防止条例
- ・兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例
- ・広島県がん対策推進条例
- ・山口県受動喫煙防止の取組みの推進に関する条例

「受動喫煙防止を目的とした市区町村条例」として、以下の26件の回答があった。

- ・越谷市路上喫煙の防止に関する条例
- ・東松山のまちをみんなで美しくする条例
- ・千葉市受動喫煙の防止に関する条例
- ・習志野市受動喫煙の防止に関する条例
- ・台東区ポイ捨て防止条例
- ・墨田区路上喫煙防止条例
- ・板橋区エコポリスクリーン条例
- ・調布市受動喫煙防止条例
- ・(東京都南多摩保健所)受動喫煙防止条例
- ・松本市受動喫煙防止に関する条例
- ・豊橋市受動喫煙防止条例
- ・(衣浦東部保健所)さわやかマナーまちづくり条例、路上喫煙の防止に関する条例
- ・多治見市受動喫煙防止条例（案）令和2年4月施行予定
- ・大津市路上喫煙等の防止に関する条例
- ・(滋賀県草津保健所)路上喫煙防止条例
- ・生駒市歩きたばこ及び路上喫煙防止条例、
- ・大和郡山市路上喫煙防止条例
- ・香芝市受動喫煙防止条例
- ・東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例
- ・尼崎市たばこ対策推進条例

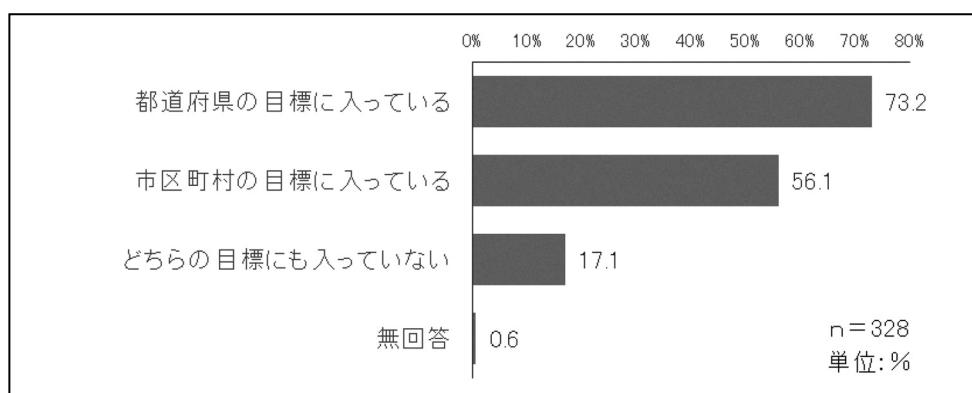
- ・松江市きれいなまちづくり条例
- ・隠岐の島町環境保全条例 ほか
- ・福山市子ども及び妊婦を受動喫煙から守る条例
- ・きれいな三原まちづくり条例
- ・水俣市健康づくり条例

問9－2 受動喫煙対策の数値目標の有無

「都道府県の目標に入っている」という回答割合が全体の73.2%であったが、全保健所からの回答を分析すると、全国47都道府県のうち、46都道府県内の保健所から「都道府県の目標に入っている」という回答があった。(逆に、同一都道府県内の保健所で「入っている」「入っていない」と回答が分かれたところが多くかった。)

1県のみ、県内の保健所からの回答がすべて「都道府県の目標に入っていない」で一致しており、実際にその県のホームページで確認したところ、健康増進計画とがん対策計画に受動喫煙防止の記載はあったが、数値目標は定められていなかった。

「市区町村の目標に入っている」という回答割合が全体の56.1%であったが、実際に全国の市区町村の何%が受動喫煙対策の数値目標を設定しているかは不明である。全保健所からの回答を分析すると、全国47都道府県のうち、44都道府県内の保健所から「市区町村の目標に入っている」という回答があった。3つの県については、県内の保健所からの回答がすべて「市区町村の目標に入っていない」であった。



B. 自由記載の回答

各設問における自由記載の回答を以下に列記する。

問4－2 特定屋外喫煙場所を残さざるを得なかつた要因

- ・歩行喫煙禁止区域の指定喫煙場所であるため。)
- ・労働組合の理解が得られなかつた。)
- ・県全体（庁舎管理）で、保健所の意見を聞く前に、特定喫煙場所設置ありきで話が進められてしまった。
- ・喫煙者が禁煙するまでの一定の配慮。
- ・庁舎管理の所管課である財産経営課の判断。
- ・県内にたばこ農家が多いという事情より、完全禁煙には局長から難色を示されている。また来庁客（特に議員）の喫煙者にも気を使っている模様。
- ・総合庁舎内職員（喫煙者）が禁煙するための準備期間として了解した。
- ・もともと屋内に喫煙所があったものを、屋外に移転したため、なくすという選択肢はなかったのではないか。
- ・県庁管財課から示された設置方針に基づき、庁舎管理者が設置している。
- ・各々の地区安全衛生委員会で協議することとなり、本庁で統一的な見解が出されていない。
- ・近隣に民間の建物が無い。
- ・施設管理者の理解が得られないため。
- ・特定屋外喫煙場所の設置基準に対する認識の差があるため。
- ・本庁レベルで職員組合との協議が行われておらず、敷地内禁煙を強行した場合、特定屋外喫煙場所設置の要求が出されることは必至であるから。
- ・庁舎管理者の「敷地内完全禁煙に向けての経過措置」との判断。
- ・喫煙する利用者への配慮。
- ・段階的に対策を進めるため。
- ・他部署に喫煙者がいてどうしても設置して欲しい旨依頼有。
- ・東広島庁舎合同衛生委員会の審議結果による。
- ・庁舎管理者において、庁内外利用者への配慮を行ったため。
- ・全庁職員の喫煙体制が整備されていないため。
- ・当所は総合庁舎敷地内に設置されており、屋外喫煙場所の設置が認められているため。

問4－3 保健所の敷地外周辺の喫煙対策

- ・保健所職員には「喫煙対策の推進に関する行動宣言 2010」に従い保健所長より禁煙を勧めている。
- ・敷地外の隣接地に特定屋外喫煙所が設置されているので、周辺住民からの苦情はない。そこには、受動喫煙、禁煙についての啓発資料を掲示している。
- ・人目に付かない箇所にて、喫煙すべく指示。
- ・保健所に限らず、非正規雇用を含む全職員に対し、文書で喫煙マナーに関する注意喚起があった。
- ・近隣住民からの苦情が発生しないよう、喫煙可の場所でも勤務時間中は敷地外に出て喫煙しないこと、また当該場所でも住民に見られていることを意識し、節度ある喫煙行動を行うことを周知。
- ・隣接する行政機関の敷地内に設置されている特定屋外喫煙場所で対応している。
- ・敷地外であっても、周辺の迷惑になるような場所での喫煙を禁止している。
- ・以前より、札幌市ポイ捨て等防止条例において、公共の場所での歩きたばこは制限（努力義務）されており、条例を所管する部局から職員を含む市民全体への啓発が行われている。
- ・合同庁舎敷地内に喫煙場所が設置されている。
- ・隣の県振興局敷地内に特定屋外喫煙場所を設けている。
- ・7/1に所長自ら朝礼で受動喫煙防止を職員に呼びかけた。
- ・保健所は単独施設だが、同一敷地内に玉名地域振興局が併設されており、建物の屋上及び外倉庫の裏に特定屋外禁煙場所が設置されている。
- ・県人事課から、「職員の喫煙について」が出され、勤務時間内の敷地内喫煙はできない。また、敷地外での喫煙マナーや違反者への厳しい対応などの通達があったほか、卒煙セミナーも実施している。所内で通達の順守を周知している。
- ・全職員に対し総務部長通知「服務上の留意事項」により周知したこと。
- ・敷地外において職員が喫煙可能な時間は休憩時間及び勤務時間外とし、喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、喫煙モラルの徹底について注意喚起している。
- ・隣接する合同庁舎敷地内に喫煙場所が設置されている。
- ・喫煙する職員に対して上司から「敷地外であっても近くの道路で喫煙しないように」と伝えている。
- ・JR○○駅の喫煙コーナーに誘導。
- ・隣接する第二種施設の屋外に喫煙場所が設置されている。また周囲は官公庁が多く民家が少ないとことなどから、現時点において苦情はない。なお本市職員は勤務時間中の喫煙が禁止されている。
- ・職員への注意喚起。
- ・課長会議等での周知。
- ・職員に対してメール・チラシなどによる敷地内禁煙に関する協力依頼。

- ・全職員に対し総務部長通知「服務上の留意事項」により周知したこと。
- ・勤務時間中に喫煙のためだけに敷地外に出ることは、必要最低限の範囲を超えるものと考えられるため、勤務公所内での勤務中は喫煙できない旨を指導している。(人事課作成の職員の服務規則に関する Q&A により各所属に通知)
- ・敷地は他行政機関と隣接しており、喫煙者が隣接行政機関の特定屋外喫煙場所を利用できるよう調整した。
- ・敷地外周辺は公道だが、条例により喫煙禁止となっている。
- ・建物の外周に施設周辺での喫煙を禁止する旨の貼紙を掲示。
- ・近接する県施設に設置された特定屋外喫煙場所を使用する。
- ・隣接する第二種施設の屋外喫煙場所を利用している。
- ・民間ビルが設置している喫煙場所（敷地外）の周知。
- ・「近隣路上での喫煙禁止」を、保健所及び他複合施設にポスター掲示し周知した。
- ・勤務時間内の喫煙禁止。
- ・勤務時間中の喫煙禁止。
- ・隣接地に商工会議所ビルがあり、以前から喫煙ルームが設置されている。

問5－1 2018年度の保健所事業

① 学校での喫煙対策

- ・学校での喫煙防止講座を企画・周知したが、希望校が無かった。
- ・全県で健康増進計画推進のために5年に1回程度大規模な調査を行っている…
- ・関係者間で地域の喫煙に関する課題と未成年者喫煙防止対策の必要性を共有した（町教委、町保健部門、保健所）。
- ・大学文化祭での啓発資料の配付。
- ・健康づくり計画として代表中学校の保健給食委員が中学生向けリーフレットを作成。2018年のテーマが受動喫煙対策であった。
- ・学校での沖縄県禁煙施設認定推進制度の推進。
- ・祭礼の事前説明会の時に啓発。
- ・地域・職域連携推進協議会において受動喫煙防止対策の取組を実施した。
- ・母子保健事業での普及啓発グッズ配付。
- ・小中学校で喫煙防止教育を行う際に使用する教育媒体を指導者へ提供した。
- ・養護教諭会での啓発。
- ・公衆衛生実習で保健所にきた学生に対し増進法改正について話す。
- ・喫煙防止教育用資料（小学生～高校生用）を作成し、ホームページに掲載しだれでも使用できるようにしている。
- ・出前講座（小学校・中学校対象）。
- ・指導用教材の貸し出し。
- ・庁内施設管理担当課への説明会。
- ・朝の登校のためにJRを利用する学生等への啓発を目的とした啓発イベントを駅で実施。
- ・講話を実施した学校には健康教育のデータを提供。
- ・未成年の禁煙指導。
- ・保健福祉部健康づくり課が上記1及び2を実施。
- ・行政間たばこ対策検討会、事業所等への情報提供。
- ・児童クラブでの啓発。
- ・「受動喫煙防止」や「禁煙」等をテーマとした『たばこ川柳』の募集を初めて実施。市内全小中学校・高等学校へ募集要項を配付。
- ・管内の大学（3施設）に対し、受動喫煙防止啓発用ポケットティッシュを配付した。
- ・高校文化祭における肺年齢測定、パネル展示。
- ・本庁担当部署（健康部 健康支援課）にて、上記2を実施。
- ・受動喫煙防止啓発看板の配布（敷地周囲の喫煙対策）。
- ・ポスターの掲示。

② 受動喫煙対策の状況把握（調査、確認等）

- ・市町本庁舎等の敷地内(建物内)受動喫煙対策実施状況の調査。
- ・本庁で第一種を実施。
- ・全県で健康増進計画推進のために5年に1回程度大規模な調査を行っている。
- ・本区施設について、喫煙所設置等の調査。
- ・市役所、市議会。
- ・市役所、市議会。
- ・禁煙のお店の登録事業。
- ・苦情対応で現地確認を実施。
- ・市町村庁舎及び出先機関の喫煙室設置状況（全道調査）。
- ・区有施設。
- ・区所有の施設の喫煙状況調査。
- ・沖縄県禁煙施設認定を受けた施設の現況調査の実施。
- ・沖縄県禁煙施設認定推進制度に基づく現況調査にて把握。
- ・管内各町を通じた聞き取りを実施。
- ・食の健康づくり応援店で禁煙の届出をしている店に対し、更新時に確認している。
- ・禁煙認証制度申請による把握。
- ・医療機関やバス・タクシー会社等の旅客運送事業自動車に対して、郵送により改正健康増進法を周知のうえ、実態調査を実施した。
- ・管内市町の本庁舎のみ。
- ・学童等の保護者。
- ・地域・職域連携推進連絡会の構成機関に調査。
- ・商工会所属事業所の職場喫煙状況調査。
- ・市町村庁舎(本庁舎、分庁舎、支所、保健センター、公民館、児童館、博物館、保育施設、体育施設など)。
- ・国、県、市町立施設の状況等。
- ・滋賀県禁煙・分煙実態調査（市町庁舎）。
- ・やまぐち健康応援団の登録状況により確認。
- ・市所管施設の受動喫煙防止対策の状況を把握。
- ・禁煙分煙施設データベース タバコダメダス。
- ・茅ヶ崎青果地方卸売市場。
- ・終日全面禁煙施設の調査（おいしい空気の施設：長野県独自認定制度あり）。
- ・市町村施設の受動喫煙防止対策状況の把握。
- ・群馬県禁煙認定施設。
- ・市の所管する施設について状況把握を実施。
- ・医療機関の喫煙状況の確認。
- ・事業所等。
- ・給食施設の巡回指導時に、受動喫煙防止対策の状況確認。

- ・禁煙・分煙認定施設の募集・認定。
- ・区立施設の調査。
- ・市民に意識調査を行った。
- ・市で管理する施設の状況調査を実施。
- ・市所管の施設（第一種施設、第二種施設含む）。
- ・公共施設における禁煙・分煙対策状況調査（県国保・健康増進課）。
- ・庁内関係課と協議。
- ・沖縄県禁煙施設認定推進制度。
- ・那覇市が管理する庁舎の管理者へのアンケート調査。
- ・市有施設。
- ・医療機関や飲食店等受動喫煙防止対策をしている事業所の登録を実施。
- ・保健福祉部健康づくり課や市が管理する施設に対して調査を実施。
- ・飲食店への情報提供、大学や事業所等からの相談対応。
- ・市所有施設。
- ・官公庁の受動喫煙対策の状況把握調査の実施。
- ・従業員50人以上に事業所（建設業は30人以上）。
- ・市町村の受動喫煙対策実施状況の確認。
- ・市が管理する公共施設。
- ・県庁で県全体の調査を実施。
- ・本庁担当部署（健康部 健康企画課）にて、上記1, 2, 3, を実施。
- ・保健所業務ではない（健康増進課が2を実施）。
- ・地域・職域連携推進事業に参加する事業所。
- ・市の管理する施設。
- ・本庁において和歌山県全体として調査しています。
- ・神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に基づく第一種、第二種施設に対する戸別訪問の実施。
- ・公共施設等におけるタバコ対策実施状況調査。

③ 受動喫煙対策（啓発、講演、指導等）

- ・保健所 Web サイトに掲載し啓発している。
- ・給食施設。
- ・区設掲示板（約 200 か所）にポスター掲出。
- ・世界禁煙デーに一般住民に啓発。
- ・数年来、受動喫煙防止対策事業所の登録制度に取り組んでいる。
- ・歯科保健、企業、健康づくり関係者対象の研修会。
- ・街頭啓発（資材配布）。
- ・道が実施した改正健康増進法の事業所向け説明会の開催協力、公共交通機関へ。
- ・世界禁煙デー等のポスター送付、禁煙週間ロビー展の実施。
- ・庁舎内でのキャンペーン、禁煙外来パンフレット配付、母子保健バック用タバコリーフレット作成。
- ・特定健診受診者のうち喫煙者。
- ・世界禁煙デー・禁煙週間に金融機関で啓発用パネルを展示。
- ・「空気のよいしい施設」認定、ステッカー配布。
- ・保健医療福祉関係機関による会議等で情報提供。
- ・区ツイッター。
- ・バス・タクシー会社等の旅客運送事業自動車に対して、改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策を啓発した。
- ・管内市町の本庁舎への働きかけ。
- ・公衆浴場業、生活衛生同業組合へポスター配布。
- ・世界禁煙デーにあわせて庁舎ロビーで展示。
- ・管内市町の健康まつりで啓発資料の配布。
- ・市薬剤師会。
- ・空気クリーン施設の認証、呼気一酸化炭素濃度測定。
- ・市健康展での啓発。
- ・禁煙週間の取組として、地域情報誌へ掲載。
- ・庁舎内で、パネル展開催による普及啓発。
- ・健康づくり推進協議会（地域・職域）で健康増進法改正について説明及び協議。
- ・未就学児施設を通した家庭内受動喫煙防止の働きかけ。
- ・「空気のきれいな施設、空気のきれいな車両」の認証制度をすすめている。
- ・中越地域医療連絡協議会の議題。
- ・保健師や施設管理担当者など、市職員対象の講演会。
- ・「世界禁煙デー」および「禁煙週間」における街頭啓発。
- ・一般住民向けにチラシ等配布。
- ・世界禁煙デーに禁煙啓発のチラシを市内のショッピングセンターで配布した。
- ・妊産婦や妊産婦の夫を対象に妊娠届出時や母子訪問時に個別指導を実施。また、両親学級や乳幼児相談で受動喫煙防止についての講話を実施。

- ・一般市民を対象に、世界禁煙デーや健康イベント等において、ポスター やチラシ等により普及啓発。
- ・タバコダメダス。
- ・禁煙週間に商業施設でポスター等を掲示。
- ・女性の健康週間において、パンフレットの配布。
- ・高校生や大学生への啓発。
- ・がん対策推進講演会、シニア大学への啓発。
- ・飲食店や行政機関からの相談対応。
- ・ホームページ、ツイッター等で市民への働きかけ。
- ・受動喫煙防止協議会の開催。
- ・市町村健康まつりでの啓発。
- ・イベント実施時に来場者へ啓発。
- ・管内市健康づくり大会での幅広い対象者への働きかけ。
- ・ホームページへ受動喫煙に関する内容を掲載。
- ・飲食店関連団体への働きかけ。
- ・地域保健医療協議会健康づくり部会において関係機関への制度周知と情報交換。
- ・市の健康づくり推進協議会で、家庭での受動喫煙防止対策の提案。
- ・市町村が開催するイベント（産業祭等）の際に、一般住民に向けての啓発活動を行った。
- ・理容所講習会で働きかけ。
- ・歯科医師会との連携による歯科保健のつどい（啓発・指導）、ホームページ、庁舎内のチラシ掲示。
- ・2019年度に1．2．3．5．6を実施。
- ・朝来市禁煙週間のケーブルテレビにおける健康教育。
- ・管内市町村へポスター配布。
- ・世界禁煙週間に合わせ、保健所内で啓発ブースの設置（1ヶ月間）。
- ・沖縄県禁煙施設認定推進制度。
- ・那覇市が管理する庁舎の管理者向け講演会の開催。
- ・受動喫煙防止に関するキャンペーン。
- ・禁煙週間やがん征圧月間等にイベントを普及啓発の実施。
- ・市町村への働きかけ・相談指導、屋内禁煙の施設の認定。
- ・医療関係者、行政職員、学校関係者等のたばこ対策関係者を対象とした研修会を開催。
- ・地域のイベントにおける禁煙啓発（パレード・健康相談等）。
- ・弁当業者の協力を得て、健康メモ（情報）を一部の事業所に配布。
- ・母子保健関係者への講話。
- ・庁舎において、懸垂幕掲示及びたばこの害及び禁煙支援に関するパネル展を実施。
- ・事業所への働きかけ。
- ・食品衛生責任者講習会での啓発。
- ・生活習慣病予防講演会の中で受動喫煙について触れた。

- ・茨城県禁煙認証制度や県のたばこ対策について水戸保健所のHPへ掲載。
- ・健康企画課にて上記1, 3, 5、健康支援課にて上記6, 7を実施。
- ・保健所業務ではない（健康増進課が1、2、4、6、7を実施）。
- ・市民等を対象とした、世界禁煙デーの街頭呼びかけ。
- ・医療専門職従事者を対象とした、法令改正に関する講演。
- ・あしや健康福祉フェア・給食施設でリーフレットを配布。
- ・小学校、中学校、高校。
- ・「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」普及啓発活動の実施。
- ・九都県市で作成したポスター等による啓発の実施。
- ・関係団体とポスター作成貼付、禁煙デーに合わせ府民へ啓発。

④ 禁煙サポートの推進

- ・健康増進計画推進の協議会の関係団体にそれぞれ推進をしていただいている。
- ・禁煙外来治療費助成金交付事業（上限1万円）。
- ・世界禁煙デーキャンペーンで配付したティッシュに禁煙外来の案内チラシを挟み込み。
- ・熊本県職員向けの禁煙外来治療補助事業の継続と周知。
- ・禁煙治療医療機関の情報集約（照会があつたら対応できるように）。
- ・市健康展での啓発。
- ・妊娠時から乳幼児期における家族の喫煙状況調査の実施。
- ・「空気のきれいな施設、空気のきれいな車両」の認証制度をすすめている。
- ・禁煙週間に商業施設で管内の禁煙外来医療機関一覧を設置。
- ・禁煙チャレンジの実施。
- ・管内市健康づくり大会での幅広い対象者への働きかけ。
- ・COPD デーに合わせ疾患の理解と禁煙の推進のための啓発。
- ・禁煙相談。
- ・禁煙サポートを行う保健医療関係者向け研修の実施。
- ・禁煙アドバイザー育成講習会（共催）。
- ・保健福祉部健康づくり課が上記1を実施。
- ・禁煙支援の窓口の設置。
- ・ケムラン等の講演会。
- ・禁煙サポートの養成。健康づくり事業の個人が取組む目標の一つに禁煙を設定。
- ・禁煙カフェの開設。
- ・禁煙外来医療費助成。
- ・健康支援課にて上記1, 2, 3, 4を実施。
- ・保健所業務ではない（健康増進課が1, 2, 3を実施）。
- ・健診時におけるCOPDリスクチェックと合わせた禁煙指導。
- ・禁煙支援歯科診療所の認定と広報。

⑤ 保健所内の喫煙対策

- ・ 喫煙状況は調査していないが、職員の喫煙状況は把握している。
- ・ 市役所職員全員に対する調査はあった。
- ・ 喫煙防止のポスターの掲示。
- ・ 禁煙週間に庁内放送により喫煙対策に関する啓発を図った。
- ・ 庁舎内において「禁煙週間」や「女性の健康週間」等にあわせたパネル展の開催による普及啓発。
- ・ 産業医の指導や、人事課の卒煙セミナー。
- ・ 世界禁煙デーでの啓発及び敷地内禁煙の周知を実施した。
- ・ 来庁者に対して敷地内禁煙をよびかけるポスターを掲示。
- ・ 2017年は、保健所職員を含む市職員全員に喫煙状況を調査し、調査結果と禁煙に関する資料を職員に提供した。
- ・ 2019年は、八戸市市有施設等における受動喫煙防止対策ガイドラインを策定した。
- ・ 職員課が行った禁煙教室への協力。
- ・ 平成28年10月から敷地内禁煙としている。
- ・ 職員健診事後指導の中で、喫煙者に対する指導を実施。
- ・ 独自の健康啓発週間における受動喫煙対策（施設内分煙）・情報提供（ポスター掲示等）。
- ・ 改正健康増進法の施行に関する情報等の周知。
- ・ 敷地内禁煙を実施している。
- ・ 本市の職員健康課が喫煙対策、禁煙支援を実施している。
- ・ 庁舎管理者への情報提供。
- ・ 禁煙カフェの開設。
- ・ 禁煙週間期間中の敷地内全面禁煙（喫煙場所の灰皿撤去、喫煙場所の巡回）を実施。
- ・ 「健康部職員の禁煙推進プラン」を策定（平成29年1月）し、禁煙の推進、敷地内禁煙の遵守の徹底に取り組んでいる。
- ・ スワンデーの実施。
- ・ パンフレットの配布。

問7－1 保健所から飲食店への説明

- ・区内飲食店全件に対して通知。
- ・HACCP 講習会で。
- ・夏期衛生講習会での情報提供（講話・かなりの施設が参加）。
- ・講演会の実施。
- ・説明会の実施を検討中。
- ・説明会の実施を検討中。
- ・食品下記一斉監視の際に、関連するリーフレットを配布。
- ・食品取扱者衛生講習会の場で情報提供。
- ・全飲食店への個別通知、説明会の開催。
- ・食品衛生講習会での情報提供。
- ・管理権限者等を対象として説明会を開催予定。
- ・相談窓口設置（委託コールセンター）。
- ・説明会及び意見交換会の開催。
- ・食品衛生責任者補習講習会。
- ・圏域健康づくり協議会で進めてきた分煙禁煙施設表示をしている飲食店ほかに対して、情報提供と表示のバーションアップを行う。
- ・講習会の開催による情報提供。
- ・訪問による状況確認と、制度説明を含めた啓発活動。
- ・説明会（3回予定）。
- ・簡単な説明動画を作成し、飲食店等は総会、研修会の場を借りて放映。
- ・食品衛生責任者講習会での説明。
- ・食品衛生許可更新講習会において情報提供。
- ・説明会の実施を検討中。
- ・説明会の実施を検討中。
- ・相談窓口の設置。
- ・講習会等での説明・情報提供。
- ・食品衛生責任者講習会での周知。
- ・今年度中に全飲食店へリーフレットを郵送（他事業のものに同封）。
- ・郵送にて、周知案内。
- ・食品衛生責任者講習会での説明。
- ・ケーブルテレビでの情報提供。
- ・子ども連れで利用しそうな店舗を巡回し啓発。
- ・食品衛生責任者講習会等。
- ・全施設へのダイレクトメール送付、地区別説明会開催。
- ・講習会での情報提供。
- ・市内第一種施設へのダイレクトメールの送付。
- ・飲食店等事業所向け説明会を8月に実施予定。

- ・説明会の実施を検討中。
- ・飲食店に限定したものではなく、第二種施設を対象に、10月ごろ説明会を実施予定(計7回)。
- ・健康経営サポートニュースや食品衛生協会広報誌で周知。
- ・講習会等における周知。
- ・新規営業許可講習会や食品衛生講習会での講話。
- ・FMラジオでの情報提供。
- ・食品衛生講習会等の機会を通じて周知。
- ・相談窓口の解説、アウトリーチなど。
- ・各飲食店等へのチラシ等の郵送、商工会議所会員への送付。
- ・食品衛生責任者養成講習会での情報提供(月1回)。
- ・食品衛生課主催の飲食店に対する講習会において改正健康増進法について説明を実施。

問8－1 第一種施設の特定屋外喫煙場所の状況確認方法

- ・本庁の指示・調整を待っている。
- ・県庁主管課の方針による。
- ・相談があった施設について確認等実施。
- ・市町村が管理権原者となる第一種施設については状況調査（紙文書による調査）を実施済。
- ・アンケート調査を予定している。
- ・郵送による実態調査を実施している。
- ・相談があった機関や管内市役所に対応。
- ・他部署で実施する立ち入り検査業務等と連携。
- ・第1種は全てFAXで調査。苦情相談あれば現地確認。
- ・複数の保健所を管轄する県北広域本部で、把握方法等について検討する予定。
- ・特定屋外喫煙場所の設置場所等について、市町等から相談があれば対応する。
- ・全ての第一種施設に対して、文書で受動喫煙防止対策の周知を行なうとともに、各施設における対策をFAXやメール等で把握した。
- ・市役所施設の現地確認、医療機関は医療監視等の際に確認。
- ・本庁所管課が一部文書等で確認する。
- ・行政機関分は本庁担当課で調査済み。
- ・条例で第一種施設の喫煙場所設置を制限及び努力義務化した。
- ・第一種施設については、全て敷地内禁煙となっていることを確認済みのため実施の予定はない。
- ・条例を制定し、特定屋外喫煙場所を設置しないことを努力義務としているので、事前にお願いしている。
- ・設置場所について相談があった施設に出向き、現地確認及び助言を行う。
- ・紙面調査。
- ・受動喫煙防止対策アンケート調査。
- ・医療立入検査時に確認する。
- ・管内市町から情報提供を依頼する。
- ・調査票送付により回答を得る。
- ・県で市町村に照会済み。
- ・喫煙場所等の相談のあった施設に対して個別訪問し対応。
- ・健康企画課にて上記3,を実施。
- ・市町村庁舎については、保健部門担当者へ確認。

問8－2 飲食店の法令順守状況の確認方法

- ・本庁の指示・調整を待っている。
- ・苦情があった際、電話・立ち入り。
- ・標示については、委託により確認する予定。
- ・食品衛生法に基づく一斉監視の際に確認する。
- ・県庁主管課の方針による。
- ・今後、監視・指導体制を構築し、巡回等を行う予定である。
- ・食品衛生監視の際に、法令順守されていないと思われる施設について、担当係へ情報提供してもらう。
- ・県のマニュアルに基づき実施する予定。
- ・住民等から苦情・相談があった店舗を保健所職員が電話もしくは現地で確認する。
- ・食品衛生協会に協力を仰ぎ、巡回時に法令順守していないところがあれば情報提供してもらう。
- ・健康企画課にて上記4、保健所にて上記5の実施予定。

問8－3 受動喫煙対策を担当することに関する考え方

- ・今年度非常勤職員1名増員になったので、この人数で少し様子見る。
- ・窓口、相談業務については委託をしている。
- ・相談等の対応や現場確認等の業務委託。
- ・相当な業務量が想定され、増員が必要と考えるが、常勤職員の増員はほぼ不可能なので、業務補助職員の増員で対応するしかないと考えている。
- ・現時点では常勤職員の業務量の見込みが困難なので、当面は非常勤職員の増員での対応が必要。
- ・県の方針に則って行う
- ・現状の職員数で、業務の優先順位をつけ、計画的に実施する。
- ・既存事業だけでも現状の職員数で回る程度に業務量を調整している有様であり、国主導で職員定数の増員が必要。
- ・効果的・効率的に受動喫煙を防止する為には、全ての施設を禁煙にする法律の改正が必要。現行法はざる法のようになっており、職員（常勤・非常勤）を増員したとしても効果があるかどうか疑問。
- ・健康福祉局健康安全部保健事業課が業務担当課のため連携をとって対策を考える。
- ・当保健所では実施しない（担当部署 保健福祉部健康づくり課）。
- ・業務量の状況がわからない点と担当部署が決まっていない点で、保健所に増員が必要か、県庁での増員が必要か、どちらにするのか、なるのか、未定の状況であるので、回答できない。
- ・当保健所では実施せず、本庁担当課（健康企画課）にて実施。
- ・保健所業務ではない（健康増進課業務）。
- ・実施部署において常勤職員の増員が必要。

V. ウエブアンケート調査用紙

**2019年度地域保健総合推進事業
「保健所における喫煙対策の現状と課題～改正健康増進法への対応～」
アンケート調査**

【本調査の目的】

改正健康増進法の施行により本年7月1日から学校、病院、行政機関など第一種施設の敷地内禁煙が義務化されました。また来年4月1日からは飲食店など第二種施設での受動喫煙防止対策が義務化されます。

各施設での受動喫煙防止対策に必要な指導・助言等は主として保健所が担当することとなるため、全国各保健所における対策の現状と法施行に向けた今後の取り組み計画等についてお伺いし、その結果を全国の保健所へ還元して今後の取り組みの参考にしていただくことを目的として本調査を企画いたしました。

また、全国保健所長会から「喫煙対策の推進に関する行動宣言2010」が提起されて来年で10年になることから、この行動宣言に盛り込まれた数値目標の達成度合いについても調査したいと考えます。

【回答にあたってのお願い】

●回答については、保健所に関する問については保健所として、保健所長に関する問については保健所長としてお答えください。

●原則として、2019年7月1日現在の状況についてお答えください。

●回答のしかた

数字を記載してください。
あてはまる選択肢番号をプルダウンするか、直接番号を記載してください。
複数回答です、あてはまる選択肢の〇をプルダウンしてください。
文字を記載。スペース内に表示されていなくてもセルには入力内容が保存されています。

数字を記載してください。
あてはまる選択肢番号をプルダウンするか、直接番号を記載してください。
複数回答です、あてはまる選択肢の〇をプルダウンしてください。
文字を記載。スペース内に表示されていなくてもセルには入力内容が保存されています。
※その他に該当する場合は、 に内容をご記入ください。

●返送先：以下に回収を委託しております。

(株) コモン計画研究所（東京都杉並区成田東5-35-15 2階）

電子メールの場合： 20190722@comon.jp

FAXの場合： 03-3220-4417

なお、受信完了メールはしておりません。ご理解のほどをお願いいたします。

●回答締切日：2019年7月22日（月）

●問い合わせ先：静岡市保健所 所長 加治正行

TEL 054-249-3107 FAX 054-249-3153

E-mail kaji_ce@city.shizuoka.lg.jp

■ご回答いただいた日付

2019 月 日

問1 保健所についてお教えください。

(1) 保健所名

(2) 所在都道府県

(3) 保健所設置主体

1. 都道府県 2. 政令指定都市

3. 中核市・保健所政令市 4. 特別区

(4) 管内人口 ※単位は（千人）です

約 千人

問2 保健所長についてお教えください。

(1) 性別

1. 男性 2. 女性

(2) 年齢

1. 20代 2. 30代 3. 40代
4. 50代 5. 60代以上

(3) 喫煙歴

喫煙していない
1. 以前から喫煙していない
2. 1年以上前に禁煙した
3. この1年以内に禁煙した
4. 喫煙している

問3 貴保健所の施設の状況を教えてください。

1. 保健所単独の施設

2. 他の部門との複合施設 →部署名

3. その他 →具体的に

問4－1 貴保健所の喫煙環境を教えてください（他の部門との複合施設も含む）。

1. 敷地内禁煙で、特定屋外喫煙場所は設置していない

2. 敷地内禁煙で、特定屋外喫煙場所を設置している

カ所数

カ所

設置場所

3. その他 →具体的に

カ所数	カ所
設置場所	
3. その他 →具体的に	

→ 問4－2 特定屋外喫煙場所を残さざるを得なかった要因と貴職が考える事項に○をしてください。（複数回答可）

1. 建物・敷地を共有している他部署の協力が得られないため

2. 上司の理解が得られないため

3. 職員の理解が得られないため

4. 利用者の理解が得られないため

5. 敷地外での喫煙に対して住民等からの苦情が予想されるため

6. 施設管理は他部門が管轄しているため

7. その他 →具体的に

7. その他 →具体的に

→ 問4－3 保健所が特定屋外喫煙場所を設置しない敷地内完全禁煙を実施している場合、保健所職員等が保健所の敷地外で喫煙して周辺住民から苦情が出ることが考えられます。そのような状況に対して、保健所の敷地外周辺の喫煙対策を行っていますか。

1. 行っている

2. 行っていない

→ 具体的に

→ 具体的に

問5－1 貴保健所において、2018年度に一度でも実施したことがある（継続実施中のものを含む）喫煙対策関連事業がありましたら、該当するものに○をしてください。（複数回答可）

①学校での喫煙防止対策

1. 学校での講義・啓発イベント
2. 学校での啓発媒体の配布
3. 学校教員等への働きかけ（情報提供、助言など）
4. 児童・生徒・学生を対象とした調査
5. その他 →具体的に
6. 2018年度には上記のいずれも実施していない

②受動喫煙防止対策の状況把握（調査、確認等）

1. 医療機関（医療監視の時に受動喫煙防止対策の状況を確認）
2. 医療機関以外の第一種施設
3. 飲食店
4. 飲食店以外の第二種施設
5. その他 →具体的に
6. 2018年度には上記のいずれも実施していない

③受動喫煙防止対策（啓発、講演、指導等）

1. 医療機関への働きかけ
2. 医療機関以外の第一種施設への働きかけ
3. 飲食店への働きかけ
4. 飲食店以外の第二種施設への働きかけ
5. 家庭への働きかけ
6. 職域（企業、商工会議所など）への働きかけ
7. 健康づくり関係団体（食生活改善推進協議会等）への働きかけ
8. その他 →具体的に
9. 2018年度には上記のいずれも実施していない

④禁煙サポートの推進

1. 禁煙治療医療機関の紹介、情報提供
2. 一般市民への禁煙推進を目的とした啓発、講演会の開催など
3. 妊産婦や家族への禁煙支援
4. 職域への禁煙推進を目的とした啓発、講演会の開催など
5. 禁煙サポート薬局の紹介、情報提供
6. 歯科医師会との連携など、口腔ケアの観点からの取り組み
7. 禁煙支援の推進に関する調査
8. その他 →具体的に
9. 2018年度には上記のいずれも実施していない

⑤貴保健所内の喫煙対策

1. 保健所職員（福祉事務所等が一体となっている場合はその職員も含む）の喫煙状況を把握・調査した
2. 保健所職員が非喫煙者になるよう働きかけを行った
3. 所内で喫煙と健康に関する研修会を開催した
4. 喫煙対策に関する外部研修を職員に受けさせた
5. 喫煙対策に関する調査・活動結果等に関して職員が学会等で発表した
6. その他 →具体的に
7. 2018年度には上記のいずれも実施していない

→ その場合、職員の喫煙率は

男性

%

※男女別が不明な場合は全体でもかまいません。

女性

%

全体

問5-2 貴保健所では、今回の健康増進法改正（受動喫煙の防止）の趣旨について、一般住民や健康づくり関係団体等に周知を行っていますか。当てはまる番号に○をしてください。（複数回答可）

1. 行った →対象者は
2. 今後、行う予定である→対象者は
3. 今後、行う具体的な予定はない

問6－1 貴保健所では、2019年1月24日施行の以下の業務を、所内のどの部門の職員が担当されていますか。当てはまる部門すべてに○をしてください。（複数回答可）

①「受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発（第25条）」

- 1. 企画・総務部門
- 2. 保健部門
- 3. 食品衛生部門
- 4. 環境衛生部門
- 5. 薬事部門
- 6. その他の部門 →具体的に
- 7. 未定
- 8. 当保健所では実施しない →実施部署は

問6－2 貴保健所では、2019年7月1日施行の特定施設（学校、病院、児童福祉施設等、行政機関の庁舎等）に対する以下の業務を、所内のどの部門の職員が担当されていますか。当てはまる部門すべてに○をしてください。（複数回答可）

①「指導及び助言・勧告、命令、立入検査等」

- 1. 企画・総務部門
- 2. 保健部門
- 3. 食品衛生部門
- 4. 環境衛生部門
- 5. 薬事部門
- 6. その他の部門 →具体的に
- 7. 未定
- 8. 当保健所では実施しない →実施部署は

問7－1 改正健康増進法によって、2020年4月1日から飲食店での受動喫煙防止対策が義務化されますが、本法律施行に関連しての保健所から飲食店への説明等についてどのようにされていますか。

1. 既に実施、あるいは来年4月までに実施予定である

2. 来年4月までにどんな方法で実施するかこれから検討を始める

3. その他 →具体的に

→ 当てはまる項目すべてに○をしてください。 (複数回答可)

1. 営業許可申請、更新手続き等の際の情報提供

2. チラシ・広報誌等での情報提供

3. ホームページ・インターネットでの情報提供

4. 食品衛生協会等の団体を通じての情報提供

5. 飲食店の入口に示す「喫煙専用室あり」「禁煙」等の標識の配布

6. その他 →具体的に

問7-2 貴保健所では、2020年4月1日施行の飲食店に対する以下の業務を、所内のどの部門の職員が担当される予定ですか。当てはまる部門すべてに○をつけてください。

① 「指導及び助言・勧告、命令、立入検査等」

1. 企画・総務部門

2. 保健部門

3. 食品衛生部門

4. 環境衛生部門

5. 薬事部門

6. 他の部門 →具体的に

7. 未定

8. 当保健所では実施しない →実施部署は

②「既存特定飲食提供施設からの喫煙可能室設置に関する届け出受理」

- 1. 企画・総務部門
- 2. 保健部門
- 3. 食品衛生部門
- 4. 環境衛生部門
- 5. 薬事部門
- 6. その他の部門 →具体的に
- 7. 未定
- 8. 当保健所では実施しない →実施部署は

③「市民などからの飲食店等の法令順守状況に関する苦情・通報の受付窓口」

- 1. 企画・総務部門
- 2. 保健部門
- 3. 食品衛生部門
- 4. 環境衛生部門
- 5. 薬事部門
- 6. その他の部門 →具体的に
- 7. 未定
- 8. 当保健所では実施しない →実施部署は

④「喫煙専用室等が改正健康増進法の技術的基準に適合しているかの確認」

- 1. 企画・総務部門
- 2. 保健部門
- 3. 食品衛生部門
- 4. 環境衛生部門
- 5. 薬事部門
- 6. その他の部門 →具体的に
- 7. 未定
- 8. 当保健所では実施しない →実施部署は

問7－3 貴保健所管内において、2018年時点で食品衛生法に基づいて営業許可を受けている飲食店（喫茶店を含む）の数はいくつですか。

 店舗

問7－4 貴保健所では、2020年4月1日施行の第二種施設（飲食店以外）に対する以下の業務を、所内のどの部門の職員が担当されますか。当てはまる部門すべてに○をしてください。（複数回答可）

①「指導及び助言・勧告、命令、立入検査等」

1. 企画・総務部門
2. 保健部門
3. 食品衛生部門
4. 環境衛生部門
5. 薬事部門
6. その他の部門 →具体的に
7. 未定
8. 当保健所では実施しない →実施部署は

問7－5 受動喫煙防止対策のための2020年度の人員確保についてお尋ねします。貴保健所の職員の増員計画はありますか。

1. 既に増員した（正規職員名・非常勤職員名）
2. 増員する計画がある（正規職員名・非常勤職員名）
3. 増員の予定はない
4. 未定

問8－1 貴保健所では、管内の特定屋外喫煙場所を設置する第一種施設に対する同喫煙場所の状況確認について、どのように実施されますか。当てはまる番号に○をしてください。（複数回答可）

1. すべての特定屋外禁煙場所を保健所職員が現地もしくは電話等で確認する
2. 保健所で選定した一部の特定屋外禁煙場所を保健所職員が現地もしくは電話等で確認する
3. 市民等から苦情・相談があった特定屋外禁煙場所を保健所職員が現地もしくは電話等で確認する
4. その他 →具体的に
5. 未定
6. 当保健所では実施しない →実施部署は

問8-2 2020年4月以降の貴保健所管内の飲食店・喫茶店の法令順守状況の確認をどのように実施されますか。当てはまる番号に○をしてください。（複数回答可）

1. 原則として全対象店舗を1年に1回立ち入り検査する
2. 原則として3年程度かけて全店舗を立ち入り検査する
3. 保健所で対象店舗をしづかって立ち入り検査する
4. 市民等から苦情・相談があった店舗に立ち入り検査に行く
5. 食品衛生法による更新手続きの際に確認する
6. その他 →具体的に
7. 未定
8. 当保健所では実施しない →実施部署は

--	--	--	--	--	--	--	--

問8-3 貴保健所で改正健康増進法による受動喫煙防止対策を担当することに関して、以下の中から貴職のお考えに最も近いものを1つお選びください。

1. 相当の業務量であり、監視・助言という業務もあることから、常勤職員の増員が必要である
2. 相当の業務量であるが、経時的には業務量が変化することから、非常勤職員の増員が必要である
3. 現状の職員数で回る程度に業務量を調整すればよい
4. 現段階ではわからない
5. その他 →具体的に

--

問9-1 貴保健所が所属される自治体、あるいは管内の自治体に、受動喫煙防止を目的とした条例（路上喫煙禁止条例やポイ捨て禁止条例は除く）はありますか。当てはまる番号に○をしてください。（複数回答可）

1. 都道府県にある → 条例名
2. 市区町村にある → 条例名
3. 都道府県にも市区町村にもない

--	--

--	--	--

問9-2 貴保健所が所属される自治体あるいは管内の自治体の健康増進計画等に受動喫煙対策の数値目標が入っていますか。当てはまる番号に○をしてください。（複数回答可）

1. 都道府県の目標に入っている → 内容
2. 市区町村の目標に入っている → 内容
3. 都道府県にも市区町村にも入っていない

--	--	--

質問は以上です、ご協力ありがとうございました。

ファイルは一度、任意のフォルダに保存してください。

7月22日（月）までにメールで添付ファイルにて送信をお願いいたします。

送信先：20190722@comon.jp

2019年度地域保健総合推進事業
「保健所における喫煙対策の現状と課題～改正健康増進法への対応～」

分担事業者 加治正行（静岡市保健所）
〒420-0846 静岡市葵区城東町 24-1
TEL 054-249-3170
FAX 054-249-3153

協力事業者 揚松龍治（鹿児島県川薩保健所）
鈴木仁一（相模原市保健所）
田中英夫（大阪府藤井寺保健所）
松岡太郎（豊中市保健所）

助言者 平野公康（厚生労働省健康局健康課）
藤下真奈美（厚生労働省健康局健康課）

発行日 2020年3月

